

総務常任委員会

平成18年11月27日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹 ○木澤 正男 嶋田 善行
松田 正
中川議長

欠席委員 中西 和夫

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	植村 哲男
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	西本 喜一
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教 委 総 務 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生 涯 学 習 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	清水 昭雄
監 査 書 記	佐藤 滋生	会 計 室 長	清水 孝悦

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。中西委員より欠席の連絡を受けております。ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長が公務出張のため、助役から挨拶をお受けしたいと思います。
芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。
署名委員に、木澤委員、嶋田委員、のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

最初に史跡藤ノ木古墳の整備についてでございます。去る11月6日に史跡藤ノ木古墳整備工事の起工式を執り行いましたところ、委員の皆様にはご多忙のなかご出席いただきありがとうございました。年度末の竣工に向け鋭意努力をしておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、現在の工事の状況でございますが、準備工及び史跡地外周の構造物及び墳丘盛土に着手しているところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。去る、10月16日に第1回整備検討委員会を開催いたしました。

委嘱書の交付に続いて、委員長の選出を行い、委員長には近畿大学教授の大脇潔氏が選出されました。

第1回目の委員会であることから、中宮寺跡地の現地視察を行うとともに、平成19年度からの整備に伴う発掘調査計画の検討をいただきました。

発掘調査は平成19年度より3ヵ年計画で実施し、毎年の調査箇所について概ね了承を得たところでございます。また、計画的かつ精度の高い発掘調査を行うため、詳細な現況測量を実施する必要があることや平成19年度に計画している塔、金堂基壇跡の調査範囲についてご意見、ご指導をいただいたところでございます。

なお、本年度、残り一件、1,318平米の買収により史跡地全体の公有化が完了する見込みでございます。

次に、平成14年に安田氏より寄贈を受けました古文書、いわゆる「安田家古文書」の整理状況でございます。

まず、全体の整理計画でございますが、本年度、国の補助事業となりましたことから3年計画で整理を進めてまいりたいと考えております。古文書の点数は、約4,000点を超えるものと推察されます。

次に、調査内容でございますが、江戸時代に法隆寺村西里地区の盟主的役割をはたした安田家の古文書を中心に調査を実施する予定でございます。

特に、江戸時代の京都や奈良の社寺建築に携わった宮大工安田家に伝わる文書や建築図面を中心に調査を進める一方、法隆寺村の地方文書から、江戸時代の法隆寺近郷の状況を明らかにし、安田家歴史資料の適切な管理を図るための基礎資料とする計画でございます。

また、調査方法といたしましては、調査対象資料に整理番号を付しまして、1点ずつ必要な事項を調査し、調査表を作成の上、全ての資料の写真撮影を行い、進めてまいる計画でございます。調査完了後の平成20年度に調査成果の報告書を刊行する計画で進めてまいりたいと考えております。

最後に、現在の進捗状況でございますが、9月に谷山天理大学教授をはじめとする調査指導員の先生方にご参集いただき調査方法をご協議いただきました。10月からは、保管されていた箱ごとに、古文書

の内容と点数を把握するため資料調査カードの作成作業を行っております。以上でございます。

その他、史跡等につきましては特段、ご報告申し上げる事項はございません。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

嶋田委員 中宮寺跡の公有地化について、残り1件ということなんですけれども、あれは確か10月で納税猶予というんですかね、あれが満了したと思うんですけど、公有化については年度中、それとも今年中ということなんですかね。

生涯学習課長 納税猶予の関係で10月以降という事で説明してまいりましたが、登記簿の関係の整理が法務局の方へ問い合わせますと、12月頭になるという事ですので、それを待ちまして、本年中に買収してまいりたいという風に考えております。

委員長 他にございませんか。
これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、了承したということで終わります。
次に、2. その他の審査事項、(1) 12月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

(「委員長。」との声。)

委員長 松田委員。

松田委員 説明を受ける前にですね、ちょっとお聞きをしておきたいんですけども、継続審査事案の関係についてはね、当然委員会開かれることは、継続審査ということではわかるんですけどもね、このその他の事項の関

係でこの12月付議事案の取扱いの関係ですね、従来こういう取扱いしてきたことは間違いないんですけども、これだけの多くの関係がですね、ここでこのぶっつけ本番でね、事前説明やと、事前説明で単に終わればいいんですけどもね、事前説明そのものが実際は委員会審議という形で処理されてしまっているという風に思うんですよ。結果的には委員会審議した内容というのは12月議会の各議案になることはそのまま議案になることは間違いないし、意見があってもですね。そしてそれが12月議会での付議議案として各委員会に付託される。ところが予め説明した通りでありますからということで大体そのまま決まるというのがパターンだと思うんですよ。仮にそうであるにしてもですね、私は形式的にこの事前説明をするために、本会議におけるこの審議というものが形式的に終わってしまっているという風に思うんですよ。そうしてその実質的に提案したものの無修正で可決をしていくということであるとするならですね、この事前審査というのはいわゆる事前説明と言うけれども事前審査だという風に思うんですよ、実質的にね。とするなら事前審査というものについてもう少しウェイトを置いたですね、重視をした取り組みというのが必要ではないのかなと言う風に感じたりするんです。そういう場合にこれだけの資料ボーンと今ここで言われてこれ説明して、そしていいか悪いか大体説明にとどめるということになるんだとは思いますが、そういう事できてるけれども、結果的には内々了承したという形になってると思うし。そして今日までの議案の説明で理事者側の、議会等説明の報告の仕方でもですね、大体各委員会です承を得ているという関係になってきてるわけです。了承を得てるものがなぜ継続審査、いわゆる付託議案としてですね、審議していくのか。それあくまでも事前に審査をしてですね、了承を得てるのならですね、本会議でも別に委員会付託する必要がないという風にも思えるわけですよ。そういう意味からいきますとこれ果たしてこういう事でいいのかという風に思うんですよ。私も今日来てみて、かなり多いという事は聞いていたんですけども、これらの関係について目を通すことさえも出来ない。という関係

でね説明をしてそのまま了解という形で本当に委員会審議として相応しいんだろうかどうかと。議会としての任務というのを本当に果たしてるのかどうかと。いう事についてね、これでいいのかな、こうかなという事を思うんですけどね、少なくともね、これだけの資料があってこれだけの審議を委員会でせえと言うんならね、事前に資料配布するぐらいのですね、このぐらいはしといたらどうかという感じもするんですよ。これは12月議会の委員会のあり方そのものにも問題にはなるんですけどね。そういう点についてはどういう風にお考えですか。

委員長

事前配布という、今回申し訳ないですけども、私の方では考えておりませんでした。時間かかるなどということでは考えておりましたけれども、今まで通りの委員会のあり方という事でちょっと考えておりましたので。今松田委員さんのおっしゃるのは重々言われるのはわかっておるつもりですけども、委員会のあり方、この付議予定議案の取扱い方法等についての方法については議運の方でも諮っていただいた方がという風には思いますが。

松田委員

僕はね、思うんですけどね、結局、現在の置かれている町の事情から言って、そしてこの議会の尽くすべき任務、役割ということから考えて、今までの議会のあり方でいいのかどうか、あるいは委員会審議のやり方でいいかどうかということについてはね、僕はそれぞれの委員会で十分に検討しながらね、改善をすべきものは改善をする、より協議を深めて住民の期待に応えるべきであるとするならそういう方向をとる、いう関係については絶えず検討していく必要があるという風に思うんですよ。しかもこの委員会についての打合せというのはそれぞれしてもらってるはずなんですけど。それは委員会を円滑に進めようということもさることながらですね、委員会審議が名実ともに審議をする機会を得ると、そのためにはどうしたらいいかということ予め理事者側と打合せをする。理事者側の言い分を聞いて、理事者側の

説明だけをさせるということが目的ではないと思うんですよ。委員会の審議というものをどう進めるか、より十分に委員の意見を聞き出すかどうか、いうところにやっぱりねらいが私はあると思うんです。その中での論議というのはどうもこの状態から見ていくとですね、形式的に終わりがちになってると。そして知ってるのはですね、委員会の招集をした委員長と副委員長、議題の関係なんかについては、知ってるかわからへんでしょう。全然我々はもうここへ来るまで知らない。というような状態で審議せえと言うたってね、形式的になるだけだということに思うんですよ。果たしてそういう事の運営の仕方というものはいいんかどうか。いうことの一つの自己批判ですね、私はしてるんです。それと本会議で扱うけれども、その付託事案という扱いについてはもう既にその時の説明でもですね、今まででも事前で説明した通りでありますと。内容については変わりありませんということになって、ほんでもう黙ってそのままで終わってしまうわけですね。事前協議をしていたところで内容が変わったという事はほとんどないんです。今までから。いうようなことから見ていって、一体何のために我々はしてるのかと。しかもこの内容を十分に精査する事も出来ないという関係。そして委員長、今、議運でそういう事やったらやれよということですけども、僕はそういう関係、委員会審議のこの議案の関係というのは議運の議題ではないと思うんですよね。それとあわせてこの議運で言ってる関係出てくるんですけどね、あるいは委員会で審議してる関係も出てくるんですけども、本当にそういう事についてここで決めていくことの内容になっていいんかどうかという問題はありますよね。議運でも問題にしてるやつはありますし、総務委員会でも問題にしてるあれがありますけども。それがどう変わってきてるのかという関係でなしに正式に条例として出てくるわけですよ。それはどうするんですか。私はね、結局ね、ある部分で形骸化されてある部分でこの便宜的に使われてるという関係とね、ある部分で形骸化された議会運営になってきているという関係について、むしろ本当にその役割を果たしているんかどうかということに疑問を持つんですよ。しかも継

続審議の関係というのは色々お諮りを頂いて進めてるんですけども、いいんですけど、その他の審議事案という関係ほとんど回ってしまう。本当はこのことが重点になってるわけでしょう、ある意味。しかも今度の関係というのは単に今までのあったような関係ですね、単に条文整理とか字句の訂正だけとかいう風な関係のものではないわけですよ。かなりの面で住民負担に関わる関係のものが非常に多いわけなんですよ。いうことになってくると、それだけ慎重な審議というものを尽くさないかと思うねん。ただ時間がかかるだろうなという事だけで食事の用意とか結構なんですよ、ご配慮頂いてることは結構なんですけども、一番肝心なのはやっぱりこれらの議案をですね、どう理解をし、どう審議をしていくかという関係、形式的に事を進めていくだけはいかんのじゃないかなと、それでは意味がないんじゃないかなという風にも思うので初めてこの申し上げてるんですけども、一体この関係というのは単に理事者側の説明を受けるということだけなのかどうかということなんです。実質的にそれを了承したという風な認識に立ってですね、物事の処理をされているのが現在までの実だと思うんです。口では事前説明と、説明を受けたことに留めますと言ってながらね、結果的に。その辺をどう考えるのか。その辺について議会自身が、あるいは委員会自身が考えるべき問題ではないのかなと思うんですよ。理事者側としては事前説明して、理解を得てという事、決まってる事を、配慮してるんでしょう。それを受ける側の我々として一体どうこの問題を審議するのかと。あるいは審議できる状態にしていくんかという事についてやっぱり考えていかんとですね、今までのやり方が全て悪いとは言いませんし、全ていいとも言いません。ところがやっぱり改善すべきは改善していく、反省すべきは反省するという姿勢というのは絶えずなかったらいかと思うんです。そういう関係は本当はないんじゃないかと。もうとにかく形式的にマンネリ化をして同じような形式をしている。運営をしている。いう事でいいのだろうかどうだろうか。その事がいわゆる議会軽視になってみたり委員会軽視になってみたり住民からの期待があまりなくなってるという事にな

ってるんじゃないでしょうか。そういう反省はね僕は絶えずやっばすべきだと思う。そういう面での配慮というのはどう尽くされているのかということを僕は言いたい。しかも今回の関係の面というのは全部これはですね、次年度に対する予算編成への一つの下地になることは間違いないんです。そういう事を考えてねやっば議会運営というのはしていかないといかんのじゃないかと。また委員会運営をしていかなければいかんのじゃないかと。いう事でないと僕は形式的にその場その場で事を終わらしてという事になってしまうのではないかというように思うんですがね。その辺は感じませんか。

委員長 松田委員おっしゃる通りだと思います。今まで形式通り、今現在もそういう事でやってきておりましたので、形式的に取扱いをしていたと私も思います。そういう配慮、委員長としてそういう配慮足らなかったことには申し訳なく思っております。今後、委員会運営等皆さんと協議させて頂きながらまた進めさせて頂くようにしていきたいと思えます。

木澤委員 私もこの事前の委員会ですね、この位置付けというのは、資料を事前に出すべきかというのは、その打合せをしている時にもどうすべきやろなど、以前委員さんから意見も出たりして考えてるんですけども、この事前に資料を出すということについて、理事者側の意見も聞いておきたいなという風に思うんです。

委員長 今の木澤委員からの意見に対しまして、理事者側の方から何か。

総務部長 我々といたしましては、事前に正副委員長さんの下で議会の事務局の方も入って頂く中で、色々打合せをさせて頂いております。今回はこのように多くの議案があったわけですが、我々といたしましては、出来るだけ理解をして頂きやすいために、事前に打合せをさせて頂く中で事前の委員会をさせて頂いておるところでございます。先

程申し上げましたように、目的は少しでも議会にかけて理解をして頂くということの、事前の審査でございますので、打合せの段階でおきまして、そういった資料を配布ということについてご指示頂けましたらそのような方向でしていかなければ、いきたいという風に考えております。

木澤委員　今回私も打合せに参加させてもらう中で、今後、やっぱりそうした委員さんに配慮した、資料等事前に出した方がいい場合というのはね、やはり他の委員さんにも意見聞いて対応していきたいという風に思います。今理事者の方も答弁して頂きました。注意していきたいと思えます。

松田委員　僕は仕方がないと思いますけどもね、こういう風にして開かれて、ここまで来てるんですからね、やむを得ないとは思いますがね、例えば今日来てね、厚生常任委員会で開かれた関係についてね資料配られてるんですね、その時に配られた資料だという事で今日初めて手にしたんですけどね。それを見ても驚いたんですよ。やっぱり執拗に住民負担になるような改定内容にほとんどなってるわけですよ。それは懸案であった部分は事実ですけども、しかしそれらを見てね、本当にこうやって見て12月議会にもかかるんですけども、本当にその内容というのは理解してるんだろうかと。理解できてるんだろうかどうだろうか。あるいは理解をするような機会というのは本当に与えられてることになるんだろうかどうだろうか。いう事についてね、住民に説明出来るだけの能力とあるいは判断というものを我々自身が持っていたんだろうかということについてね、あるいはそういう事が出来るんだろうかということについて、今確信が持てるんですよ。なぜこうなったのか。いずれ変えていかなければならないけど、そのことが妥当性があるかどうかということについて、数の上で決めるだけではないかと思うんですよ。そうでなくてもやっぱり負担が非常に多くなってきているのが事実ですから。そういう事等々きめ細かくこの分析

をしながら、どうしても協力を得なければならん問題についてはもういいという努力をしなければいけませんけども、そのためにはまず自らが理解せないかんわけでしょう。理解をさせるための努力というのはどういう風に尽くされるんだろうかという風に思うんですよ。だからそれはその所管の委員会でも色々審議をされているんだろうという信頼の原則に基づいて信頼することはいいとは思うんですよ。と同時に我々にも責任があるわけですよ。だからこの関係等についてもそうだと思うんですよ。各委員会の経緯を得てる、あるいは先程議運でと言われますけども、議運にかかった関係でもなお且つ問題があって委員会でかかった、常任委員会でかかったけども、議運でかけた。議運でかけたけれども、なお且つ各常任委員会でいっぺん聞いてくれと。その精査をしたものを改めて聞いた上でですね、判断しようという関係になってるのがあるわけですよ。そんな関係について一体どうしていくんやと。どうそのことについて理事者側に改めさせる事が出来たのかというと、ほとんど改まってない。その場でちょっとこう見ただけでわかりませんが、内容が変わってないと思うんですよ。ただ条例の条文化をされてしまっている。いう事になってくると、ちょっと意見が通ってないわけですよ。そら後の説明の中であるのかわかりません。そんな関係を議会としてどうして行くんやと。いう事を初めにやっぱ基本的な関係についてね、聞いておかないとね、この問題の処理についてね、今から説明もされて審議するんでしょうけど、それは審議をするのではなくて、単なる事前説明を受けたということだけに留めるということでね、そういう認識でものを聞くという事と、事実上今日まで通常されてるように賛否を明らかにほぼしているという形でこの審議をね終えるというのと随分違うと思うんですよ。その辺をどういう風にこの扱うんかという事をまずね、お聞きしておいて審議に入る方が入り易いという風に思うからね、申し上げてるわけなんですけどね。そうでないとそういう事違うやないかというまた聞かれてね、委員同士の関係での話になってもいけませんから、初めに一致した上で聞いておきたいと思います。だから理事者側は説明しよう

としてるんですから、そらそれでいいでしょう。問題はそれを受ける議会の側としてどうするか。どう認識をして審議にあたっていくかということなんです。

委員長 先程、松田委員おっしゃられましたように、今までですと事前に説明を受けてほぼ今日のこのことが本会議ではそのまま通されてるという風には、事前説明と言いながらほとんどここで終わってるという感じにはなっていたと思います。しかし、事が事柄にもよると思いますんで、あくまでも今日の予定議案についてはあくまでも付議予定議案として説明を受けるということですので、実質的なあれについては本会議中の付託を受けてからの審査事案でいいのではないかと思います。

松田委員 だから僕が言うように、もう委員長自身がいわゆる形式通りにやっていったらいいんやと、問題ないんやという認識、全然変わってないんですよ、だからね。そこに問題があるんじゃないかと私言ってる。そういう認識に問題があるんじゃないかと。特に今回の関係のね改正内容ご覧下さいよ。通常の改正内容してる云々とはうんと違うわけですよ。議会の運営の関係あるいは今後の行政のあり方の問題等について特に字句の修正云々でなくてね、機構そのものについて変えるという関係が非常に多いわけでしょう。それに基づく、自治法の改正に基づいて具体的に手当てをどう考えていくかということが多いわけでしょう、今度。しかも来年度の予算を見越しての関係の改正の内容になってるのが非常に多いわけでしょう。それだけに私は従来と違ってですね、今日までのこの12月議会のあり方と違ってね、今度の12月議会は割に重いなと思ってるんですよ。性格的に。ほとんどその骨格というものについては19年度予算の関係についてね、関わっていく問題が非常に多い関係が出てる。そういう事をしかも端的に言うならねですね、利率の関係についても、機構の関係についても変わってくるわけですよ。それを我々自身がどう認識をし、どう理解をした

上でね、対応するんかどうかということにあると思うんですよ。僕は非常に認識不足であるという風に思うんですよ。自らを含めて。しかも来年の関係の予算の編成についてその前段になるという関係についてね、しかも我々としては一つの区切りはもう今回でしまいなんですよね。あれ3月議会で、既に改選期を迎えるんですよ。新しい方向の位置付けというものを次に移すという締めくくりをしてね、終わっていかうとするわけですよ。そういう責任感とね、任務の重大性というもの考えてしたら、こんな安易な考え方に立てないんじゃないですか。僕は単に委員長に言ってるだけではないんですよ。議会自身としても委員会自身としても考えていかんないかんのとちやうかと。今までそうであったからそれでいいんやという考え方自身がね、本当にそれが負託に応えることになるんかどうか。口では偉そうなこと言ってるけど実際に伴ってないんじゃないかということになるんじゃないんですかと。僕はそれではいかんのじゃないかと。だからそういう面を十分に反省をした上で、あるいはそういう事で自戒をし、自覚をした上で審議をしていかないとですね、いかんのじゃないかかなと。本当に議会として委員会としてのね、役割を果たしていくことになるんかどうか、ということについてのね、自戒の念がなかったらいかんのじゃないかと言いたいためなんですよ。だからそのことで私は申し上げてる。だから議案が多いから単に時間が長くかかるだろうということだけで申し上げてるのではないんですよ。だから委員会自身でもっと理解をし、お互い事実理解の関係を持ちながらですね、いかに今日の行政対応を我々としても進めていかんないかんと、いう事を十分に踏まえた上でね、審議をしていくべきであろうという事を特に申し上げておきたいと思うんですよ。以上でこれで終わります。

委員長

松田委員から今言われました通り、私たち自身も色々と考えていかなければならないと思います。今後、この委員会運営についても勉強させて頂きながら、進めさせて頂きたいという風に思います。

それでは、その他の審査事項について進めさせていただきます。

1. 12月定例会の付議予定議案について予め説明を受けることといたします。

①斑鳩町の副町長の定数を定める条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてでございますけども、本条例の制定につきましては、先程から出ております、本年の6月7日に公布されました、地方自治法の一部を改正する法律に基づくものでございます。本日の委員会で説明をさせていただくことになっております、条例等の一部改正のうち、この地方自治法の一部改正に伴いますものが、多く含まれております。それはどれかと申しますと、予め申しますと、この「斑鳩町の副町長の定数を定める条例について」の他、レジメの5番にございます「斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部改正条例」、6番の「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、9番目の「斑鳩町町税条例の一部改正条例」、そして13番・14番・15番・16番及び17番、これの各組合規約の変更、そして各課報告事項の5番目でございますけれども「斑鳩町監査規程について」、以上の事項が該当してまいるわけでございます。そういうことから、「副町長の定数を定める条例」につきましてはの説明に入ります前に、若干お時間をいただきまして、委員皆様におかれましては、既にご承知置きのことではあろうとは存じますが、ご確認をいただくという意味で、今回の「地方自治法の一部を改正する法律」のうち、本日の条例等の一部改正等に関わります部分につきましては、説明をさせていただきたいという風に思います。その部分といたしましては4点ございまして、1つといたしましては、「助役」を「副町長」に改めることとされたこと。2つとして、収入役制度を廃止し、会計管理者を設置するとされたこと。3つとして、吏員制度を廃止することとされたこと、4つとして、識見を有するものから選任する監査委員につきましては、条例で定めることにより、その定数を増加させることができることとされたこととさせていただきます。

このことについて、若干内容について説明させて頂きたいと思えます。

まず、一つ目の、「助役」を「副町長」に改めることとされたことについてでございます。

このことにつきましては、住民のさまざまなニーズに対応してきているという状況、そして地方分権改革の進展に伴いまして、市町村の所管する行政分野や事務事業量等につきましては大幅に増加をしてきておりまして、その役割と責任も重くなってきているということから、組織運営面における自主性、自立性の一層の拡大を図るとともに、トップマネジメント機能の強化が必要となってきたということでございます。そうした背景がある中で、今回、助役に関する規定が改正されまして、職名も副町長と改められまして、改正前に規定をされておりました、町長の補佐、職員の担任する事務の監督及び町長の職務代理という職務に加えまして、「町長の命を受け、政策及び企画をつかさどること」、そして「町長の権限に属する事務の一部について委任を受け、その事務を執行すること」が規定をされたところでございます。

また、改正の前では、「市町村に助役1人を置く。」と定数が地方自治法に規定をされておったところでございますけれども、改正後におきましては、副町長の定数については、条例で定めることとされたところでございます。

次に2つ目の、収入役制度を廃止し、会計管理者を設置するとされたことについてでございます。

収入役は、助役とともに、自治体のトップマネジメントの一翼を担い、地方公共団体の会計事務をつかさどる職といたしまして設置されていたところでございます。

しかし、会計事務の電算化の進展、監査制度や情報公開制度の充実等によりまして、特別職であります「収入役」に依らずとも、一般職の職員に依っても、会計事務の適正な執行を確保することが可能であるという風に考えられるようになってきたということがございます。

また、実態といたしましても、改正前の第168条第2項の規定に

よりまして、町村では条例で定めることによりまして、収入役を置かず、町村長または助役がその事務を兼掌することが認められていたということから、行財政改革の一環といたしまして、収入役を置かない自治体が増加しているという状況がございます。

こうした背景から、特別職である収入役の制度を廃止されたということでございますけれども、引き続き、会計事務の適正な執行を確保するため、事務の命令機関と会計機関を分離することにより、監理機能を維持し、収支に関する内部牽制制度といたしまして、職務上独立した権限を有する会計機関として、一般職の職員のうちから「会計管理者」を置くこととされたところでございます。

3つ目の、吏員制度の廃止についてでございますけれども、改正前の地方自治法におきましては、「吏員」と「その他の職員」の区分が設けられ、さらに「吏員」には「事務吏員」と「技術吏員」の区分が設けられておりました。

このことに基づきまして、自治体におきましては、首長の補助機関である職員が、ある事務の処理の権限、またはある職への就任の資格を有するのか、有しないのか等を定める区分等として用いられているところでございます。

しかしながら、「吏員」と「その他の職員」の区分につきましては、任用即ち採用や登用でございますけれども、任用や勤務条件等につきましては、地方公務員法におきまして区別をされておらないということでございます。また「事務吏員」「技術吏員」の区分につきましては、自治体の事務の複雑化、多様化に伴いまして、「事務」と「技術」とを明確に区分することが困難になり、すでに形骸化している状況というものがございます。こうしたことから、自治体の柔軟な組織運営を推進するという観点から、今回の改正で、「吏員制度」が廃止され、「職員」とされたものでございます。

四つとして、識見を有するものから選任する監査委員につきまして、条例で定めることにより、その定数を増加させることができることとされたことについてでございます。改正前の地方自治法におきまして

は、監査委員の定数は、町村の場合、2人と定められておりました。今回の改正でも、町村の場合は2人とする、とされておりますけども、ただし書きで、「条例でその定数を増加することができる。」という風にされたところでございます。これは、今後ますます監査委員としての事務量の増加に対応できることと、監査制度の充実を目的としたものであるということでございます。

このことにつきましては、今回、当町での条例制定はございませんけども、先程申しました各組合の規約変更で、これに係る変更がございます。

以上が、今回の地方自治法の一部を改正する法律のうち、本日の条例の一部改正等に関わります部分につきましての説明とさせていただきます。

それでは只今から、審査事項の1番目でございます、斑鳩町の副町長の定数を定める条例について、説明させていただきます。

お手元に配布しております資料1によりまして、説明をさせていただきます。まず2枚目の「要旨」をご覧くださいと思います。

先ほど説明をさせていただきましたように、改正後の地方自治法第161条で、市町村には助役ではなく、副市町村長を置くことと規定されたということでございます。当町におきましては、副町長となるわけでございますけども、同条第2項で、その副町長の定数は条例で定めることとされましたことから、本条例を定めるものでございます。

本条例では、その定数を1人といたしております。

なお施行は、地方自治法の同条の施行日でございます平成19年4月1日からとしております。

以上簡単ではございますけども、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 先程るる説明していただきましたけれども、この実質的にですね、

その助役という職責と副町長という職責、実質的にはどのように違ってくるわけですか。

総務課長

職責と言いますと、職務の内容についてでございますけれども、実質上、先程2つ強化されたという事申し上げました。1つは、従来の職務に加えて2つあったと説明させて頂きましたけれども、その1つが町長の命を受け政策及び企画をつかさどることが1つでございますけれども、これにつきましては、従来から当初の芳村助役におかれましては、そうした政策及び企画関係につきましても、町長の命をお受けになりまして、実際に職務に就いておられたという実態がございますけれども、他の市町村もそうであろうと思っておりますけれども、このことについては、今回明確化されたという理解を持っております。もう1つ加えられたのが、町長の職務権限に属する事務の一部について町長から委任を受ける。その受けた事務について執行するということが付け加えられたということでございますけれども、これについては大幅に変えられたということもございますけれども、例えばその委任される事務についてどういった事務が想定されるのかということについては何らないんで、全て町長がこの職務について、どの部分を町長が副町長に委任するかということについては、町長の職務範囲内ということでございますけれども、そうしたことが付け加えられたということについて大きなものになってくるのかなということでございます。実質、助役から副町長に変わるということについての中身については、そういう今申し上げました、町長から職務権限の一部を委任を受ける、執行するということについてでございますけれども、その部分が今後どういった形になるのか、いう事については町長等がお考えになるのかなという風に考えております。

嶋田委員

実質的には従来とあまり変わらないようには思うんですけれども、職務代理権限ですか、あれも委嘱の代理権限ということでよろしいんですかね。あの委任を受けるということ。

総務課長 代理権限というもの、町長が例えばですね、1つAという職務を助役に町長の権限やけども助役に委任するという形で委任されたとします。その委任されたことについては公表する必要があるんですけども、その委任されたことについて、従来は町長の決裁、具体的に申し上げますと、町長の決裁を持って行かなければいけないことは助役の判断で決められると。当然、後で報告はされるという形にはなろうと思いますけれども、そうしたことに違いが出てくるのかなという形になります。代理権限じゃなくて、委任されるということでございます。

嶋田委員 そしたらその委任権限、今具体的に、先程具体的には町長の判断という説明でありましたけれども、今想定されるそういう風な委任内容と言うんですかね、はわからないわけですか。

総務課長 想定されるということについて、私どもの口からこういったことに想定されるということについては申し上げますと、色んな誤解を生じてもいけませんので、言いませんけども、要は町長の職務権限の中のどれを委任してもいいという地方自治法一部改正でございますので、想定をしようのないという言い方、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、そういった事について私どもの立場でこういった事考えるみたいなことについて申し上げるのはいかがなものかなと思いますので、その辺についてはご容赦いただきたいという風に思います。

松田委員 僕はね、結局、確かなのは、地方自治法が改正をされて、助役あるいは出納長もしくは収入役を副市町村長に改めるという関係になっていることについては承知をしているんです。これはただし今色々言われてますけども、確かにね、助役という名前を副町長に改めるということにはなったけども、実質的に僕はあまり変わりはないという風に思うんですよ。色々今変わるような事言われてるけども、本来ですね、

本当に変わっていかうとするならですね、町長なり首長の関係ですね、あるいは議員の関係もそうですけれども、なぜ公選制にしているのかという関係ですね。選び方そのものが違うわけですから、それで選び方そのままの形で選んでおいて、名前だけ変えたということだけなんでね、結果的にはあまり変わらないと。そこのところにあまり期待をかけることによって問題が起きるんじゃないかという風に私は思うんです。せやから助役を単に自治法が変わったし、そういう制度がなくなっただけで、副町長という風に変ったんで、変えたんですということの方が素直やと思うんや、結果は。特に今の助役が副町長になったからといってえろ変わり、えろ期待して変わってくるんやという風なことに私はならんと思う。それはね、今までからも言ったし今度も言うつもりなんですけども、いわゆる話はちょっと余談ですけどもね、自治法が改正されたからといっていわゆる管理者制度を設けたわけです。ところが指定管理者制度の関係もですね、結果的には名前を変えただけで、制度撤去しただけで、中身がちっとも変わらんというのが斑鳩町の実態だと思うんですよ。あの3つの関係委託してますけどね。だからね結果的にはこれは中身を変えるだけだということであまり中身は変わらんという風に理解をしておいたほうがいいと思うんです。だから自治法改正でこれ名前がなくなったから副町長という名前に変えたから変えたんやというだけのことなんやという風に私は思います。またそういう説明をした方が素直じゃと思ういう風に思うんです。ただですね、ちょっと疑問に思うのは定数だけを条例で決めるというから定数をここで決めんねやと、ところがこれも変わらないんですよね、ちよつとも変わらない。ところがね、助役をこの副町長に変えるという、呼び名変えるんやという関係についてはね、斑鳩町のどこにもこれ出て来んわけですよ。それはなんでなんやと、むしろ。それは法律で決まってるんやから書かんでもええねやということなんかもしれませんけどね、僕はやっぱりその事の方が大事だという気がするんです。今までの一般にも馴染んでますわな。ところが副町長、副町長、なんで変わってんやということについてね、これはその法律

の制定そのものがおかしいんかわかりませんが、私は助役を例えば副町長と変えるというなら変えるという関係がどこかになかったらいかんと思うんや。法律で変えたからということやなしに。そして、1名ですけど従来と変わらないんですから。いう関係にせんないかんねやけどなんかこの辺がね。ただし、知事とか副知事の関係等も言うてるからね、ここでは。全部一緒くたにしてるさかいに言うんですけども、町で助役2人、3人持ってるところというのはあるのかな。僕はあまり勉強しないから知らんのですけど。副知事は3人とか4人とかありますわな。いう風な関係と同じような事を意味してるんやと思うけど、斑鳩町はこういう自治法の流れというものは、当然助役を副町長に改めるなら改めるという関係というのは必要になるとちゃうかなと思うんやけどね。それは必要ないんですかね。だからそういう趣旨のことであるという風に理解すれば、変えんならんのですよ。ところが特に変えてないから変えんでもいいんやということはなんぼ自治法を見たって書いてないんや。僕はその辺がね、やっぱ地方の実態に合わせた状態ではないんちゃうかなと。これは12月議会が出るのか知らんけど、今でも言うてる、収入役なんか変える変えんとかいう事言うてるんやけどね、ところが収入役は廃止を云々と、これかて法令があるはずなんですよね、いつから云々という関係については。だからそういう面についてもね、廃止をされるからやめるという関係と、そういう状態にあるからこの事前にやめるという関係と色々あるという風に思うんですけど、そういう意味ではね、多少この文章でいわゆる助役、副町長に改めるという関係について特段に意味があるものではない、斑鳩町の場合、意味があるものではない。変わるものではない、特にその任務が。いう風に思うと同時に、助役を副町長に読み替えるという関係について、なんか必要がないんかなと、そういう事を規定するものは必要になるんではないんかなという風に思うんですけども、その辺はどうなんですかという事だけ聞きたいんです。

総務部長 | 現在、条例の中で、市町村に斑鳩町に助役を置くと、収入役を置く

ということについては、特段の規定をしているところもございません。そういった関係で今回、助役を副町長にかえるというようなことは出て来ないということの中に、今まで助役については町村では1名ということで法律で決まっておりましたことがありますけれども、今回自治法の、法律の改正によりまして、複数で置くことができるということになったことで、それぞれその定数については町村で条例で定めなさいという事になったことから、そういった事であらためて定数の条例を定めたものでございます。また、先程申されております助役と副町長との内容の変わりでございますけれども、特段、先程、委員さんおっしゃっておる通りでございますして、従来とは何ら変わることはないわけでございますけれども、ただそういった中で一部助役をしてさせるということを町長が予めお決めになることがありましたら、それはいわゆる告示をもってその内容を知らしめておくという事が必要であると、そういった手続きを追うておくことが必要であるということとは出てくるということでございます。そういった関係でございます。

木澤委員 内容的に実質変わらないということなんですけれども、その政策企画をつかさどるという部分はこれまではどういう関係で位置付けられてたんですか。

総務課長 先程も私そのことについて説明させていただいたつもりなんですけれども、従来からも、今申し上げました町長の命を受け政策及び企画をつかさどる事につきましては、従来からそうした内容の職務を当町の助役さんは町長からそういった命をお受けになってですね、実施をされていたということでございますけれども、今回その場の市町村にそういった実態があることから、明確化されたという風に受け取っているということでございます。

嶋田委員 根本的な、ほんまに単純な事お聞きしますけれども、助役職を廃止して、副町長職を新たに設けるんか、それとも助役職を副町長と呼び

改めるんか、これはどういうことですか。どちらが正しいんですか。

総務課長 感覚的に申し上げますと、読み替えるといった方がニュアンス的には正しいのかなと、廃止して新たに設けるということじゃなくて、そういう事になるのかなと思います。

嶋田委員 そしたら各条例等に先程、他の委員さんがおっしゃったように、助役を副町長と改めるとかそういう風な文言が入るわけなんですかね。

総務課長 そのことについては、後程、全部、関連法令の条例の制定の中で従来助役としておったのを副町長という、一部改正について説明をさせていただきますけれども、そうした事がかえていく必要がございますし、先程の部長の答弁と重複するかもわかりませんが、市町村についてはですね、副町長を置くという形になっておりまして、ただし条例で置かないことができるという文言がございます。そして第2項で副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるということでございますので、今回この副町長の定数を定める条例を議案として上げさせていただこうかなと考えているわけでございますけれども、町民の皆さまにとってはそうした事で全般的にそういった、助役さんが副町長になったんやというみたいなことをですね、どう知らしめていくのかについては今後何らかの方法を考えていく必要があるのかなという風には考えております。

松田委員 どうも、この根拠になるのは地方自治法になるからそれでいいと思うんですよね。ただあれやこれや言うとね、ややこしくなってくるように思うんで、結局、地方自治法の公布をされた関係を見ましてもね、第13条第2項及び第86条第1項中、助役、出納長、もしくは助役、収入役を副市町村長に改めるという関係が一番初めになってるわけやな。文章の関係で。それから88条にも同じことを言っている。ずーっとこう見ていくと、あとはですね、助役というのを副市町村長に改

めるということになっている文章はかなりあるんですね、条文が。いうことだけであって、読み替えてるということの認識した方が単純でね明快だという風に私は思うんです。だからそういう事でいいんとちゃうかなという風に思うんです。それをそのごてごてごてごてとね、えらいもったいぶった格好で言うさかいにね、ややこしなってくると。しかもその条例そのものはちょっとももったいぶってへんやん。定数何名という単独1名置こかとかだけ言うてるだけや。呼び名かえるということも何もこの全然ここでは言うてない。それは後でどうのこうの言うてるだけや。だからそこのところに考え方というのは纏まってないという風に私は思うんです。だから先程言われてるように、一般的に斑鳩町の場合、助役を副町長と呼び名を改めるんやと。そしてその条例その他の関係、文章中に助役とあるやつをですね、一応副町長という風に読み替えていくんやという風に改めるという関係で提出していくということの認識でいいんやろと思うんですわ。だから特別にかわったわけではない。本当のねらいというのはあるんやけど、このねらいのような格好に斑鳩町でなっていかなんということなんですよ。ここの関係というのはもう全国的にこの一つの標準めいたものを言うんであって、それにこの具体的に当てはまるかどうかというのは、市町村長をいうわけですから、市町村をいうわけですから、うちのよような町村の場合果たしてどうかと、そのことだけ書いてるわけじゃないですから、そのことだけ書くのは条例になってくるわけですから、だからそういう風に読むべきとちゃうんかなと私は思うんですけどね。ただ先程言うてるように、読み替える関係についてどこにも書いてないという事を言ってきて、定数だけ書くということをね、一体どうかなという風に思うだけなんですよ。

助 役 私からこんなこというのもどうかと思うんですけど、今の助役の職、今度改められて副町長という職責になりますが、これは私は今まで通り町長としての助ける役割ということをおもっております。先程課長の方から説明いたしました副町長の職務を明文化されたことは、それは

町長の命を受け、政策及び企画をつかさどること、これが新しく明文化されたとこういう事でございます。これは今までと同じ、町長から委任受けてその職務を執行していく。また町長の職務権限である、町長の命を受けてその事務をするということ、これも同じことであって、これからも何ら変わりなく町長をです、助けて、そしてその職務を全うするという、これが助役の役割だと思っております。あくまでも地方自治法によって地方分権の改革によって行政分野とかまた事務事業が複雑多様化してきたという中での問題が他の町村にもあるという、そういう所については、助役を、今までは町村では助役の複数制がなかったけれども、これからは複数制にしてもよろしいということで変わってきたと。ただし斑鳩町は今もお願いしてる定数は一人です。これまでと同じことでございますから何ら変わらないと私はそう思っております。

委員長 では、次に、②審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてでございます。

当条例の内容説明をさせていただく前に、これにつきましても、若干お時間をいただきまして、前回の委員会以降の経緯等につきまして、説明させていただきたいと思っております。

審議会等附属機関等の見直しにつきましては、9月の各常任委員会で、見直しの経緯等について、中間報告でございますけれどもさせていただいたところでございます。その後、プロジェクトチームにおきまして、再度、調整をさせていただき、その結果を各課に持ち帰り、見直しに伴い必要となる、条例、規則等の改正作業等を行ってきたということでございます。12月の各常任委員会では、各所管にかかります審議会等附属機関の見直しに伴います条例・規則等につきまして、その改正内容につきまして、説明を行うこととしております。既に1

1月16日の建設水道常任委員会、11月17日の厚生常任委員会で、各々の担当から説明をさせていただいたところでございます。そして、11月17日の午後から開催されました、議会運営委員会に、審議会等附属機関等の見直しに係りまして、全体の取り纏めをいただくべく、総務部長と私が出席をさせていただきまして、内容を説明させていただいた上、そうした取り纏めをお願いを申し上げたところでございます。議会運営委員会では、審議会等附属機関等の委員の構成、委員数等ばかりではなく、併せて、報酬額につきましても、お纏めをいただくことになっておりまして、各委員等の報酬額の案につきましても説明をさせていただいたところでございます。

そうしたことで、これから説明をさせていただく「審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例」だけではなく、レジメの4番の「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正条例」、10番の「斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例」、各課報告事項でございますけれども、その1番目の「審議会等附属機関の見直しにかかる関係規則の整備に関する規則」、2番目の「審議会等附属機関の見直しにかかる関係教育委員会規則の整備に関する規則」、3番目の「斑鳩町学校施設整備計画審議会規則を廃止する規則」、4番目の「斑鳩町明るい選挙推進協議会規程の一部改正規程」につきましては、現在の時点におけます改正内容でございます。議会運営委員会におきましての今後のご検討如何によりまして、修正を加えることとなる可能性もございますので、その点、お含みおきいただきますようお願いを申し上げます。

なお、後になりましたけれども、9月の当常任委員会、総務常任委員会以降、その後の調整の結果、中間の報告から変更したものが3点ございますので、先に報告させていただきます。

まず、ひとつとして、「斑鳩町防災会議」でございますけれども、中間報告では、そのまま存置としていたものを、委員定数を現行の26名から10人減員させることといたしました。

2つ目といたしましては、「生涯学習推進協議会」でございますけど

も、中間報告では、廃止することとしていたものを、存置することといたしました。

3つ目といたしまして、「斑鳩町学校施設整備計画審議会」でございますけれども、中間報告では、定数の改正を行いますけれども、存置することとしていたものを、廃止することと、変更をいたしております。その内容につきましては、それぞれの一部改正条例等におきまして、説明させていただきますので、ここでは割愛をさせていただきます。

それでは、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、お手元に配布いたしました資料2の「新旧対照表」そして「要旨」を併せてご覧いただきながら、説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

本条例は、審議会等附属機関等の見直しの結果、改正すべき条例につきまして、それぞれの一部改正につきまして一括して、改正を行おうとするものでございます。なお、要旨にもございますように、当該条例を改正をするにあたりまして、識見を有する分野の方々からの選任につきまして、従来、「学識経験のある者」や「学識経験者」とか、各々異なった用語で規定していた条文を、この際、「識見を有するもの」と統一を図ろうとするものでございます。

まず、第1条でございますけれども、「斑鳩町附属機関設置条例」の一部改正について、挙げております。新旧対照表の1枚目でございますように、右が改正前、左が改正後でございますけれども、「斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」につきまして、来年度から施行される学校教育法の一部改正に併せまして、この際、名称も「斑鳩町特別支援就学指導委員会」と改めまして、担任する事務につきましても、心身に障害を有する児童等だけではなく、現在でも対応しているところでございますが、障害とはいえないまでも、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）である児童等につきましても、その対象に加えようとするものでございます。

なお、この改正に伴いまして、後ほど、各課報告事項の中で、担当課長から説明がございしますが、教育委員会規則の改正も行うこととし

ております。

次に、第2条でございますけれども、「斑鳩町防災会議条例の一部改正」について挙げております。先ほども、少し触れましたけれども、当会議の現行の条例定数は、26人となっております。この内、町長が職員のうちから任命する委員の数は、15人以内となっているところでございます。これは、この防災会議条例が成立いたしましたのが、昭和37年9月でございますけれども、その当時、部長制度はとっておりませんでして、助役と各課長をこの防災会議の委員として任命することから、15人以内となっていたということでございます。現在は、この町長が職員のうちから任命する委員としては、助役と各部長4人でございますけれども、助役と各部長の合計5人となっております。そういうことから、この際、定数につきましても、この町長が職員のうちから任命する委員を15人から5人に減じまして、定数の総数を、26人から16人にしようとするものでございます。これは、前回の当委員会でもお示しをいたしました、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」、以降「審議会等要綱」と呼ばせていただきますけれども、第5条第1号に、「委員の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、原則として10人以内とする。」とございまして、これに準じたものでございます。条文で申しますと、新旧対照表の2ページ目でございます「斑鳩町防災会議条例」第3条第6号に定めております、第7号の委員、これが「町長が職員のうちから任命する委員」でございますけれども、この第7号の委員の定数を15人から5人に改めるというものでございます。この防災会議につきましては、以前から、また前回の委員会でも、国民保護協議会と一つのものにできないものかといったご意見をいただいていたところでございます。このことにつきましては、その時々にも、お答えをしておりますけれども、「防災会議」と「国民保護協議会」とは、それぞれ異なる法律に基づいて、市町村が置くものとされているものでございまして、このことから、一つのものとはできないと考えているところでございます。もう少し具体的に申し上げますと、「防災会議」におきま

しては、災害対策基本法第16条第1項で「市町村に市町村防災会議をおく。」と規定され、同条第6項で、「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、市町村の条例で定める。」と規定されておるところでございます。また、「国民保護協議会」につきましても、いわゆる国民保護法の第39条第1項で「市町村に、市町村国民保護協議会を置く。」と規定されておりまして、市町村の組織について定めている第40条というのがございますが、その第8項で「前各項で定めるもののほか、市町村の協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。」と規定されているところでございます。

続きまして、関係条例の整備に関する条例第3条でございますけれども、「斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例」の一部改正について、そして第4条では、「斑鳩町障害福祉計画推進協議会設置条例」の一部改正について、挙げております。

この2つにつきましても改正内容といたしましては、「審議会等要綱」第5条第5号に「町議会議員及び職員は、原則として委員としない。」とございまして、これを適用いたしまして、委員の選出区分から議会議員さんを除くものでございます。また、「学識経験のある者」という用語を、先程も申し上げましたように統一させるため、「識見を有する者」と改めております。

次に、第5条でございますけれども、ここでは「斑鳩町都市計画審議会条例」の一部改正について挙げております。

内容といたしましては、先程の防災会議と同様、「審議会等要綱」第5条第1号の「委員の数は、原則として10人以内とする。」という規定に準じまして、任命数を「識見を有する者」の区分から9名減じ、「町議会議員」の区分から1名減じ、合計10人を減ずること、及び「識見を有する者」と用語の統一を行おうとするものでございます。

次に、第6条でございますけれども、「斑鳩町社会教育委員定数に関する条例」の一部改正について挙げております。

内容といたしましては、委員の定数を「審議会等要綱」第5条第1号の規定によりまして、定数を5人減じまして10人以内とするもの

でございます。

最後に、第7条でございますけれども、「斑鳩町青少年問題協議会条例」の一部改正について挙げております。

内容といたしましては、「審議会等要綱」第5条第5号の規定によりまして、委員の選出区分から議会議員を除くこと、及び、「識見を有する者」と用語の統一を行おうとするものでございます。

以上が、本条例の内容でございます。

なお、付則におきましては、本条例の施行は平成19年4月1日からとしておりまして、施行日現在において、任期の途中である委員につきましては、その任期が満了となりますまでは、改正前の条例の適用を受けることとしております。

以上簡単ではございますけれども、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

松田委員 結局ね、この関係、こういう条例的にこの名を改正をするというところ、形、形ですよ、になるのかなという風には思うんですけどね、こういう形にしたものを一覧表にせんなあかんねやね。特に今までは一覧表だけが出てたんや。こういう格好に書いてる要旨の関係は口答でだけしか言うてなかったんや。ほんだら口答だけで言うてたやつを今度文書にして、そしてその一覧表をなしにしてしもたんや。いう関係でね、とにかくちぐはぐちぐはぐになってると思うんや。少なくともこの関係なんかについては組織の関係といわゆる非常勤も常勤もあわせてですけど、報酬の関係の面と対になるわけですよ。両方見やなあかんわけや。そしてこのことによって委員数のいわゆる新旧の関係の委員の数というのはどう変わってくんやとこないだ議会運営委員会にも言ってるわけ。その関係なんかもこれでは出てませんね。だからそういう関係両方、組織の関係を改変の関係をしてる状況、それか

ら委員数がどう変わってくるのかという関係。それから議会議員の全部この外す関係を言ってきたんやけど、外す関係と外さん関係の面を明らかにする関係とか、いう面をこれ条例で文章で書くとそういうことになるんでしょ。ところがやっぱそういう関係も一覧表にせんとね、あかんわけですよ。一覧表にしてるやつ今までの関係で、男女別やとかへちまとかあんなものはまあ言うたら、あんなもの言うたら言い方悪いですけどね、今は必要なわけや、この面では。ところが定数、いわゆる組織を見直していこうという関係については、人員がどう減るか、そのことによって手当をどう変えることによって経費の節減になるか、あるいは人員的に節減になるかという関係がわかるようにせないかんの、これやったらもうみなつなぎ合わせていかんとわからんわけやな。例えばこの附属機関の見直しの関係条例という書いてるね、これといわゆる報酬の関係をね、見やんとはっきりしたことは出て来んわけや。だからそういう関係についてわかるように全然してないと思うんですよ。だから特に平行して眺めながら、いわゆる経費の節減このことによって人員これだけ削減したからこれだけ減てくると。人は減ると。あるいはこんだけ五十四とか五の関係の組織を統廃合することによってこれだけ減った、委員会の数は減ると、審議会と。いう関係というのは全然これではわからんわけですよ。そういうことを明確にせないかんとということ言うてるわけですよ。だから総務委員会を出してきた資料と、議会運営委員会を出してきた資料と、そして今回の関係の条文整理をしてこう出してくる資料の関係について、みなバラバラですよ。それでは判断はしにくいんとちゃうかなと私は思うんですよ。だからここで言うて、このことによってね、審議会等の関係についてはね、統廃合というのはいくつあってんやという関係がわかりませんよね。それから人員がどう変わって、減らしたとか言うてるけど、現行何名だったものが何名になったんやという関係がわかりませんよね、合計の。報酬の面についてでもね、そのことによってどれだけ減ってきたんか増えたんかということもわかりませんね。そういうな関係がね、部分的にこの一覧表としてちょっと見た

時にわからんわけですよ。だからそういう関係がわかるようにしてそれを発表しないとですね、全く無視したとかへちまとか言われるような関係の文書が出たりしているんですけどね、そういう関係になってしまうわけですよ。だから組織検討、検討していった組織というものはこれだけ減った、これだけ簡素化した、これだけ人員も減ってきた、そのことによって報酬はこれだけ基本料金を減らしてきた、減らしたことによって、さらに統廃合したことによってあるいは人員を減らしたことによってこれだけの財源が浮いてきたという関係もっと浮き彫りにせんないかんわけですよ。これやったらちっとも浮き彫りになってきませんから。それを浮き彫りにして住民などに徹底をする事によって辛抱してくださいとか、我慢してくださいとか、あるいはこういう事で忍んでくださいという関係についてね、財政の健全化という方向に進んでるんだということになるわけですよ。説明。これについては全然そういうことを意味してるんでしょうけども、訴えることにならんですわな。ちよっとも。そういうことが不足をしてるということを書いてるわけや。そのことを議運でも私せんど言うてたわけや。組織の関係についてこれ国保会議その他の関係2つだけ出てますけどもね、書いてますけども。そのことだけを、それは例えばということ言うてるんであって、いわゆる防災会議にあわせたらというのが、防災会議の方を減らしてですね、そして国保会議の方をそのままにしておくということになってるんですけどね、これもただ単に我々から言わしたら、町側のいわゆる今までのメンツだけの問題や。いう風に思うんですよ。だから同じようなメンバーやったら変えたらどうですか、あるいは統合したらどうですかという関係で、だからということで減らしてきたんやということで書いて、それはそれなりのことで努力としては認めるんですけどね、本当に我々が言いたい、あるいは明らかにすべきだという関係について、はっきり出てないと思うんですよ。僕はそのことがないとね、委員そのもの全体についてね、理解をしてもらいにくいんとちゃうかなと思うんですけどね。何でそういうやつが、例えば参考資料でもね、本来これつくべきなんや。本当は。そ

れがないんですよ。全部ボイコットしてしもた。ということで審議せえと言うたってね、審議のしようがないですやんな。議会とか委員会で言うたことについてどこをどういう風に修正したんかということ全然ないわけ。だからそんな関係でね、委員会審議をせえとかね、ほんで何とか意見を聞かせてくれとこういう風に整理してと言うけど、そら無視されたらね、たまったもんやないし、意見を言うてそしてよりこのことの方がわかりやすいんじゃないか、あるいは理解しやすいんじゃないか、あるいは説得しやすいんじゃないかという関係について全部オミットしてしもたらどうにもならんですやん。

総務課長

前々からご指摘をいただいていることではございますけども、ただ今松田議員がおっしゃいましたことについては、重々反省をしていきたいと思っておりますけども、私どもの頭の中にはですね、これ弁解になるかもわかりませんが、あくまでも各常任委員会ではですね、そうした関係条例あるいは規則等々についての説明はさせていただくものの、最終の取り纏めにつきましては議会の運営委員会の方でお願いをしているという状況があるということで、そういう点について思い込みが強くてですね、当委員会にそうしたわかりやすい資料の提供という形については欠落していたのかもわかりません。それについてはお詫びを申し上げます。また報酬額につきましてもですね、先程ちょっと触れましたけども、各委員との報酬額の案につきましても、同じく議会運営委員会で取り纏めをいただくという形をとっておりますね、後からこの報酬額につきましても、審議事項の中で説明をさせていただく予定にはなっておりますけれども、その時にまた改めてご確認をいただければなど、今日この時になって今反省をしておるわけでございますけれども、今日のところにつきましてはですね、そうしたことで今後の反省点ということで受けとめをさせていただきたいなという風に思います。

松田委員

あのね、僕は本当にわからせる、改正してる内容どういうところを改

正しようとするのか、その目的はね、その簡素化をし、効率化をし、そして経費の節減がされる状態というものをどう見出していくかということが一つの課題でしょう。それについてこういう処置をするなら処置をしていくということについて、そして結果として、このことによってどういう評価をされるんかということが大事だと思うんですよ。そういうことをわかるように資料整理をせないかんということ言うてるわけや。ところがそういう整理がちっとも出来てないやないかと。だからそういう風に理念が、何のために出そうとしてんねやということ明らかでないやないかと。だからそれを明らかにしなさいということ今までから何べんも言うてきてるわけや。その事だけを言うてきてるわけや。それで現状で通りいかなければならんのなら現状でいかなければならんという理屈があるはずなんやから。それを言うて住民に理解してもらえるかどうかということが大事なわけでしょう。そんなこと言うてみたら、これ全部通読せんと、全然、これもうほんと仕事してる人じゃないとわからんですよ。だからそういうことではいかんやないかと言ってるわけや。このあれはそうなってませんか、これ。例えば、こういう関係とあわせてこれについてこれを証明するものとして、一覧表があったらですね、はっきりするでしょう。例えばここでこう言ってる趣旨で言ってるように、全部、有識者に読み替えるなら読み替えるというざっと一つにしてしまう。そしてその関係、現在については、議会からとか、学識経験者とかいやなんととかとかあるけどもそれを一つにすると、あーそうかとなるわけですよ。委員会で減らす、議会から委員を出さないという関係については、出さない委員会はこれこれこれ。それでわかるわけですよ。それでそういう関係についてはね、前回運営委員会ではね、一覧表は出されて色々説明の関係については口答でして、それであっちこっちこうなってるさかいに言うてるわけですよ。それで何も書いてないところは現行どおりやと言うてしてるいう関係について全く理解が出来ないという関係があるんで、それで組織の改廃はどうなるんですか、委員数は若干名を現行は変えてるけども、改正した方について何名なるのか全然書いてな

いやないかと、わからんやないかと。それで説明一応求めたんですけども、改めて出しますということであったわけでしょう。ところがこれわからんですわな。だからね、その場その場で言ってるけどそのことについて全然その聞き入れてくれていないと。そしてそういう風に対応してくれてないということも問題なんだという風に言ってるわけですよ。何も文句言うてるわけじゃないんですよ。そういう整理の仕方について色々注文つけてることについてね、全然それ聞いてくれてない。そんなんではいかんですやないかい。

総務課長

申し訳ございません。私どもの理解が足らなかったということで、大変ご不快な思いをしていただいたということにつきましては、謝罪したいと思っておりますけども、私どもが考えておりましたのは、何回も申し上げて申し訳ないんですけども、こうした審議会等の見直しにつきましてはですね、最終のお取り纏めにつきましては、議会運営委員会の方をお願いをしておることが一つございます。また報酬のことについてもそうでございますけども、そうしたことで、なるほど今松田委員さんがおっしゃいましたようにですね、11月の17日の議会運営委員会でそうしたもっとわかりやすい資料をという形でご指摘を受けたところでございまして、次回にはそういったわかりやすい資料ということで作成して、次回にはそういった資料を出して、議会運営委員会にはそういう資料を提示をしていくという予定でございますけれども、この総務委員会並びにまた各建設水道常任委員会、厚生常任委員会におきましては、各所管に係りますその審議会等の見直しの経過について関わります改正条例あるいは改正規則、規程等についての説明をしていくということとされていたものでございますから、当委員会におきましても、そうしたことで説明をさせていただいたところでございます。ただしこの条例につきましては、他の常任委員会に関わりますものも出てくるわけでございますけれども、これは条例でございますので、一括して当総務委員会でお取扱いいただく必要があるということで全部一括で説明をさせていただいたというところでござ

いますので、その辺のところはご理解は賜りたいなという風に思います。次回からそういったことで十分、資料につきましてもよりわかりやすい資料ということで提出しながらご理解を求めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

松田委員 あかね、僕はそれは結局ね、例えば議員なんかは委員会から外した方がよかろうという関係というのは我々も言ってきたし、大体そういう関係の主旨なんかをいかされてこうきてますよね。ここにありますよね。ただしこれについてはね、二つの考え方が渦巻いてますよと。一つはね、やっぱ議会では最終議決機関であって色々最後には議会で決めなきゃならんと。また決める機会があるし、論議をする機会もあると。だから出来るだけこういう審議会とか委員については議員は控えた方がよかろうという考え方。それはですね、議員枠というのを見直して、住民参加の幅を広げようという一つの考え方があるわけですよ。で、もう一つの関係は、そのことを別にして、いわゆる報酬の関係についてもうちよっと低減する方法がないかということで、財政再建に役立つなら議員を減らしたらいいと。ただし議員が無報酬でいるんでもということになるとすれば、この委員会に別に減らす必要ないやないかという考え方もあるわけですよ。無報酬で参加をするというなら、この委員会何も減らさんでもいいやないかという二つの考え方出てくる。そのどちらに重点置くかによって変わってくるんですけど、今の関係ではそのことについては触れずに、何も触れへんわけですよ。それでただ議員を減らすということだけを言ってる。そこには議員の、ある意味においては不満を持ってる人があるわけですよ。こういうことについてどう応えるのか。何を重点に置くのか。議員を委員会から排除するということになるのか、あるいは辞退をするということになるのか、あるいは加えないということになるのか、その辺については言葉によって随分違うと思うんですよ。意味が。そういう関係についてどう認識してんねやということをはっきりさせて、議会もそんなことで同意してるからということはいく方法でなければなら

んという風に思うんですね。だからそういう議会が本当に意識をし、認識をし、努力をしようとしている関係について全然知らされる方法をとられないから、委員からあるいは住民から不満が出てくるんですよ。そういう関係で自分だけの関係だけで考え方でいくんだったら、審議をする必要はないわけや。そういうことが全然いかされてこないやないかという風に思うんですよ。だから極めて私はこういう関係の出し方について、今後云々というけども、それではいかんわけでしょう。結局、これ12月議会にかかるんですよ。これみなかけてくるんですよ。だからその提出をするについて、そういう必要な資料、わかる理解のしやすいような資料を付けることにするというのをいうのか、あるいは今後一応そういうことについて検討していくという風な言い方を今してるんですけど、それはどこをどういう風にやと。これは12月に議会にかける法案の事前説明をしてるんでしょう。それやったら12月にかかってくるんちがう。その時にそれがわかるような資料を付けるということを意味してるんかどうかもわからんわけですよ。今の説明では。だからその辺についてね、全く取り扱いというのをどうしようとするのかということが明らかでないんじゃないかと思うんですよ。それをどう考えてるんですか。だからね、それは一人よがりもええことに、ええようにしてくれないと。一体どうなってんねや、これは。

総務課長 申し訳ございません。私の言葉足らずでして、先程、資料今後そういったことで付けさせていただくと申しあげました意味はですね、次回の本議会から付託される委員会、当然開催されると思いますので、その時にはそうしたわかりやすい資料も当然付けさせていただきますというつもりで申しあげたつもりでございます。一つそれでございます。あと、そうした色んなご意見賜っておるわけでございますけれども、何回も申しあげて申し訳ないんですけども、あくまでこの審議会等見直しにつきましてはですね、松田委員さんもお入りになっておられます議会運営委員会の方で最終のお取り纏めいただくという形にな

っておりますので、その、そこではこの前の議会運営委員会でご指摘いただきました資料もうちょっと整理して、もっとよりわかりやすくしたものを提出をさせていただきます。それと同時にこの12月に予定されております議会の他の常任委員会でもそうしたわかりやすい資料を付けさせていただきますね、ご理解をいただけるようにしてまいりたいという風に考えております。そういったことで、言葉足らずになったことにつきましては申し訳ないと思っております。ただもう一つ、町議会議員さんについての取扱いと言いますか、失礼な言い方になるかもわかりませんが、あくまでも私たちといたしましては、先程来申し上げておりますように、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の中身につきましてもですね、議会運営委員会で説明を申し上げまして、今後こういった形で見直しをかけていきますよということで、ご理解をいただく努力をした中で進めてきたということでございます。先程、松田委員さんおっしゃいましたようにですね、議会の議員さんを各審議会等から除くという言い方が適当なのかどうかは問題があるかもわかりませんが、議員さんについてはそういった審議会等からは外れていただくということで、先程おっしゃったように議会で審議を賜る機会もあるだろうといったことも、報酬の関係もあるだろうということで、一応そういったことで法令等に規定されている審議会等につきましては、原則全部外させていただきます。そうした中で最終のお取り纏めをいただく議会運営委員会においてですね、町はそういった議会議員全部外していつてるけども、この委員会には当然委員として議員も出席すべきではないかと、そうしたご意見も当然出て来ようかという風に考えております。そうしたご意見をいただく中で、当然、議会運営委員会でお取り纏めをいただくという形になりますので、私どもが考えております、今、案を提示しておりますけれども、これで絶対いってくれということでは決してございませんで、当然そういった議会運営委員会等でご意見いただいたら、当然、議会議員さんが入っていただく委員会、審議会については入るというご結論いただきましたならば、そういったことで、また今現在変

えております条例、規程等につきましても、そうした形で修正を加えていくという形で考えてございますので、その点についてはご理解を賜りたいなという風に思います。

松田委員 僕はね、あのこれはね、提出予定議案の説明をされたわけでしょう、そしてそれを審議してるわけでしょう。ところがどうでもまだなるんやということを言うてるわけですよ。ところが色々今日まで審議してきた過程においてその総仕上げとしてこれ今条例案にしたわけでしょう。当局は。そしてこれ12月で今度でかけたいということ言ってるのにまだ運営委員会で云々とか言うてね、そしたら運営委員会というのは明日じゃ。議会最終。その運営委員会についてね、議案の内容云々というよりも、むしろ手順を決めるわけやな、明日の関係については。こういう関係について12月議会にかけるとして、ああそうですかと。ほんならそれ提案をして、付託して、これは即決をしてという関係のほしい手順を決めるわけ。そういう事ができるようにということで、運営委員会ではね、この関係については色々意見は言いました。それでその意見を踏まえて、もういっぺん総務委員会で色々審議してくれよと言われたわけや。総務委員会で審議してくれよと言うけども、議運で対処してくれという風に当局、議運で対処して、その議運が総務委員会でとまた言うてるということですから、その日に議運の例えば審議にあったね、社協の役員理事の関係であるとか、あるいはホールの関係のね監事とか理事の関係についても、一体それ総務委員会で検討になったらどうするんですかと、出なかった場合その部分についてはどうするんですかと言ったら、議運としてもね、総務委員会の結論を、出方を見て決める以外にしょうがないということになったわけですよ。結局はね、この総務委員会でこういう案について、だいたい了承しましたということになれば、それがかかってそのままかけるということになって、そして色々意見が本会議で色々付託される、どうせ付託されることになるんでしょうけど、これどこかに付託されることになるか、そのまま即決になるか知りません

けどね、議運ということになるという風にはあんまり思わんねけども、そうであると例えばしても、どこでどうね、先程言うような審議をして間に合わず、資料を付けるということが間に合うことになるんかというたら、間に合わんと思うんや。それでそういう風な事自体、思惑が違ふんやとか、自分らの考え方がと言うて、先程から言われるけど、考え方通りやるんなら言うたらいいわけや。そしならそれについてね、一体そういう風になってもこうならざるを得んねやと、これが正当なんじゃと、当然これが次善の策と、最善と言わなくても、次善の策と言えると、纏めたんやということならそのことを言うて我々にあるいは議員にも理解を求め、説得をさせないかんわけでしょう。ところがそうではないわけや、今の言い方というのは。そんなね、自堕落な関係でいい言うて、それで委員会審議というのは一体どうなんのやと、私はそこを言うたわけや。だから冒頭にも言ってる。この委員会で一体どこを審議しようとするのか。そんな例えば、気にしてくれてるんかもわからんけどね、そういう言い方するとどっちとっていいんやらわからんようになってくるわけ。しかも委員会の審議の、議運の関係というのは盛んに言われるけども、議運の関係でもね、ここの場所でも、固有名詞あげたら2名か3名の関係の人はね、傍聴来ておいでになって、このことなどを銘打った議論の過程というのは知ってはるわけや。知ってはると思うんや。必ずしも今課長が言うような議論だったとは思ってはれへんと思うわ。わしの言う事は必ずしも的外れな関係をこの場所で言うてるといふ風にも思てはれへんと僕は思うで。そんな風に受けとめ方という、審議の内容というものをね、認識してるといふんやったらね、これは問題なんじゃないですか。そしてそういう形でこの今日の委員会を開いてるわけではないわけでしょう。これ、説明。あまりにも問題多すぎますやないか。

総務課長　私の説明不足です、大変誤解を生じてきているのかなという風に責任を感じておるんですけれども、私先程申し上げました当最終のお取り纏め如何です、この条例についても案についても修正をし

ていく必要があるという風に申し上げましたが、あくまでも議会運営委員会の方でこうした審議会等附属機関の見直しについては、お取り纏めいただくという形で、議員皆様方が共通認識をお持ちでいられるという前提でもってお話をさせていただいているわけございまして、当然、先程松田委員さんがおっしゃられました、議員さんがどの審議会に入る、それとも町案通りにそうする、いや町通りでなくてこの委員会は当然議員にも入ってもらわなあかんという形になればですね、当然、議会の議員さんのご相談をいただくことによって、その審議会等々についても充実してまいることもございますので、当然、そうした案については、この審議会の見直しにかかるものに限って言いましたらですね、当然、そういった柔軟な体制をとる必要があるということでは私は先程から申し上げおるわけございまして、いい加減なことではございません。それだけご理解を賜りたいという風に思います。他の議案等につきましても、こういった姿勢でしてるということでは決してございませんで、この審議会の見直しにかかるものにつきましても、そういった柔軟な体制をとっていくことが、お互いの町側と議会側の信頼関係の中でそういった柔軟な体制をとっていくということで皆様方のご理解をいただいているものという前提の下で、私申し上げたものでございまして、その点、何回も申し上げますけれども、ご理解をいただきたいという風に思います。

木澤委員 すいません、私もこれにつきましては、防災会議と国民保護協議会ですね、冒頭に課長の方から説明で根拠法令が違うんで一緒には出来ないという風に説明があったんですけどね、この協議会設置の時にも申し上げてきたと思うんですけども、市町村の裁量で委員会の設置ができるということで、斑鳩町では是非、防災会議で、防災会議と一緒にという考え方もその時意見が出されておって、それについては検討していただいて、それでもあかんという風になったのか、それともう法令が違うから最初からあかんのかということについては、どのように検討していただいたんでしょうか。

総務課長　　そういったご意見をいただく中で、検討、色々問合せとか色々させていただいた経緯もございますし、最終的な結論といたしまして、元々の設置等根幹となる法律が、先程、法律の文言等も紹介させていただく中で説明させていただきましたが、検討した結果として、そうした風になったと、設置する法律が違うということで一緒に出来ないという形で申し上げたということでご理解賜りたいと思います。

木澤委員　　私の解釈ではですね、その防災会議と国民保護協議会というのは一緒にしてもかまへんのちゃうかなという風に理解をしています。実質、そういう風に同じものと言うんですかね、一つのところにして検討していくのも今後防災にも関わる事を一緒にその国民保護協議会の中でも案として出てきて、検討する機会もあるんじゃないかなということでは、今後ですね、検討していく余地もあると思いますし、実際にその協議会を一緒にしたという場合ですね、統合したと、今課長出来へんという風におっしゃってますけれども、それをした場合というのは、国から何か違反やとか、そういう事が言うて来られるというような状況はあるんですかね。

総務課長　　そうした事は考えてもおりませんし、想定もしておりません。

木澤委員　　今回この定数を減らすという風に書かれてる事について、別に異議があるわけではないんですけれども、やはり統合も検討してほしいと今回折角ね、こうして委員会見直しをしていただいているわけですから、これまで意見も申し上げてきたように、私はそういう事出来ると思ってますんでね、先程松田委員さんもおっしゃっておられましたけれども、議運の方で最終取り纏めをしていただくということですが、議運の方、私も傍聴行かせていただきましたけれども、その際にですね、既に厚生と建水の方は委員会終わってまして、委員会の方で了承を得たということで報告はされていたんで、まー私反対するわけでは

ないですけれども、どうもまだ検討の余地があると、統合については、
いう風に思いますので、是非とも検討して頂きたいという風に前回も
言いましたし、今後につきましても検討していただきたいという風に
意見を申し上げときたいと思います。実際に国民保護協議会、前回見
に行かせて、傍聴行かせてもらいましたけれども、特に防災会議と委
員がかわっておられる部分というのは法隆寺の官長さん来てもうてま
して、そこに斑鳩町の特色を出していこうという計画作るろうとして、
前回設置の際にはそういう説明いただいたと思うんですけれども、実
質、協議を進めていってる段階ではそういう風になっていないなど。
非常に形式的にはそういう形をとっているけれども、実質的に斑鳩町
として特色のある計画が作られていっているかというところとそうじゃない
と私は思います。実際に今後進めていくのに協議会、国民保護計画で
すね、が出来るのがもう既に2回目ですかね、委員会開かれたのが。
その計画を決定するというのには次委員会開いたら決定されていくとい
う風に思うんですけれども、ちょっとそのスケジュール的なところは
それで間違いないですか。

総務課長 本日のレジメの各課報告事項の中で、7番目国民保護計画について
という欄がございまして、この時に説明を差し上げたいという風に考
えておるんですけれども、よろしいでしょうか。委員長、それでよろ
しいでしょうか。

委員長 今の木澤委員のあれについては、その時の説明でお願いしたいと思
います。

木澤委員 中身について、ちょっと議論が、方向が違ってきてるかなという風
に思うんで、私もどこで言うべきかなと思ったんですけれども、ここ
の統合も含めて検討していただく場であると思って意見を言わせても
らいましたんで、そのまた今後のスケジュール等、協議の進み方等につ
いては後程意見お聞きをさせていただきたいという風に思います。

松田委員 僕はね、基本的にね、先程言ってるように、取扱いの上で、理事者側の考え方があまり同意出来ないんです。それで具体的内容に入らなかったんですけども、今、たまたま質問がありますから、具体的な中身についてもいっぺん聞いてみたいと思うんですけど、例えば防災会議の関係についてですね、あれは結局、国民保護協議会と同じような構成メンバーであるし、同じ数だし、一緒にしたらどうなんやということ言うて、設定当時から言ってきたことは事実なんです。ところが今回ですね、防災会議の関係は15人を5人に改めるんやと、その5人というのはですね、どういう内容になったんかということについて聞きたいんです。なぜ15人というやつを5人に減らしたんやと。防災会議は5人に減らしたと。国保協議会の方は15人必要なんやということでそのままいくんやと、いうことを言うてるんですけど、それはなぜなのかということについて、いっぺん説明を聞きたいと思います。それは報酬の関係ではないように思う。報酬のところで人員がわからんわけです。同じような関係で書いてるんですけどもね、だからそういった面でなんで5人になったんやと、5人というのはどことどことを入れるようになったんやと。誰と誰になったんやということについても今までから15人明らかにしてほしいんですけどね、この点についての考え方ちょっと聞かせて下さい。

総務課長 先程この説明の中で申し上げたかと思いますがけれども、この16名というのは、10名減員するわけでございますけれども、10名減となるのがこの資料、新旧対照表の2ページ目でございます、斑鳩町防災会議条例の一部改正第2条関係でございますけれども、これの第3条の第6項にあります15人以内を5人以内にするわけでございますけれども、この15人以内といいますのは、先程も申し上げましたように、町長が職員の内から任命する委員でございます。この防災会議が設置されたのはですね、先程も申し上げましたように昭和37年から設置されておるものでございます。その当時は部長制度がとられて

おらなかったということで、助役さんと各課長がその委員として出ていったという経緯がございます。ところがそれ以来存置されておったわけでございますけれども、現在はその委員には助役さんと各部長の4人、合計5人ということになっておりますので、この際ですね、見直しにあわしまして、定数についても現行に合致した形で16人とするという形でございます。

松田委員 ようわからんのですけども、10の15人以内及び3人とすると、これをこのここで新に変えていくという関係で15人中の5人以内という分ですね、これ変わってるのは。新旧で。これは及び3人というのは足す、プラスですか。これ10人減ってるんですよ。いずれにしても。10人減っていくんですけど、あと何になるんやと。どないなってるんや。わからん。

総務課長 何回も申し訳ありません。説明不足で申し訳ないんですけども、現在委員の総数がですね、現行ですと26人でございまして、それを16人にするというところでございまして、

(「何をよ。」との声)

総務課長 ですから今その中で、色んな委員選出区分の中でですね、あるわけでございますけれども、その中で町長が職員の中から任命する委員という区分がございまして、それが今現在のところでは15人となっております。それを5人とすると、マイナス10名でございますけれども、その区分から要は職員今まで15名定数になってたのを5人にするという10人の減です。現実的にも委員数については16名でございますので、現実の実数と定数とが一致するという形にするということでございます。

委員長 1号、2号、3号、7号の説明ちょっと入れてくれたら。

総務課長 斑鳩町防災会議条例のこの3条の第5項にですね、そういう委員の内訳があるんですけども、まず1号が奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者、県の職員でございます。2号が奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者でございます。3号が今申し上げております町長が職員のうちから任命する者でございます。4号が教育長、5号が消防所長、6号が消防団長、7号が指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちからと、これは関西電力でありますとかNTTでありますとか、そういった公共的な機関でございますけれども、そのうちから町長が委嘱するものでございまして、ここで言う1号、県職員は、6号というのは、県職員は2人、2号の警察署も2人、3号の町長が職員のうちから任命する者については15人、今現在ですよ、15人以内。そして、及び3人という形になるということでございます。7号というのが3人とそういう意味でございます。そのうちの職員から任命する者を15人から5人以内に変えるということでございます。

委員長 それでは確認させていただきます。現行ですね、第1号委員、これについては2名、それから第2号委員、これについても2名、第3号委員、これが一応今現状が15名以内と、4号委員、5号委員、6号委員、これが各1名ずつ入ると、7号委員については3名とするというのが今現状の委員数であると、それを3号委員については15名以内というのを5名以内に変更したいという内容だと思いますけど、それでよかったです。

総務課長 そのとおりでございます。

委員長 まだ議論あろうかと思えますけれども、11時20分まで休憩させていただきます。

(午前11時 5分 休憩)

(午前11時25分 再開)

委員長 再開いたします。嶋田委員が多少遅れて来られるとのことですが、先程までのご意見聞かせていただいておりますが、この2番目に関することをご意見ございますでしょうか。

木澤委員 すいません、これまで説明いただいて、ちょっと私が抜けてたら申し訳ないんですけども、第6条の社会教育委員の定数もこれ15から10に減らされるわけですけども、実質、体制上、どなた、どういう役割の方が減らされて、支障はないのかというところがちょっと心配されるんですけども、その点について教えていただけますか。

生涯学習
課長 社会教育委員につきましては、選出区分というのがそれぞれあるわけなんですけど、同一の選出区分から複数名の方が今選出されておるといような状況でございます。それを10名以内という風に減員するわけなんですけど、その複数名、一つの選出区分から複数名出ておられる方をそれぞれ減員してまいりたいという風に考えております。

木澤委員 主旨は理解できるんですけど、実際に、具体的にどの区分から減るといものを教えていただけますか。

生涯学習
課長 今後改選の時に協議が必要であろうかと思いますが、考えられる範囲では一応学校から2名出ておられます。この方を1名、そして学識経験ということで今6名出ておられるんですけど、この中から減員とそういう風に考えております。6名から4名、学識を2名程度に考えております。

木澤委員 そしたらその区分から出る意見は反映されるということで理解させていただきたいと思っております。

委員長 他ございますか。

松田委員 私は審議保留させていただきます。

委員長 ただ今松田委員から審議保留というご意見出ましたので、また他にも出てきましたら、またその時お伺いさせていただきたいと思います。次に進みたいと思います。

次に③固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 斑鳩町固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにも、お手もとに資料3といたしまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。

この説明は、この3枚目の「要旨」及び2枚目の「新旧対照表」によりましてさせていただきますのでご覧いただきたいと思います。

この3枚目の要旨にございますように、固定資産評価審査委員会におけます委員長の設置につきましては、法律上、法律と申しますのは地方税法でございますけれども、この地方税法の第423条では、同委員会の設置等につきまして規定されているところでございますが、委員長の設置につきましては、なんら規定がございませんことから、当委員会の円滑な運営を図る必要上、当条例におきまして、定めているというところでございます。

ところで、現行の当条例におきましては、委員長の任期を1年と定めておりますことから、不服申立て等の案件がない、そんな場合でも、委員長を選挙するという必要から、当委員会を開催しているという状況がございます。

こうした状況につきまして、町の監査委員さんからのご指摘もございましたことから、より適正に委員会を開催することとするため、ま

た、引き続き委員長となつていただくことにより、その経験を生かしまして、委員会の運営がより円滑になるということを期待いたしまして、委員長の任期に関する規定につきまして、所要の改正を行うものでございまして、具体的に申しますと、現在、委員長の任期を1年と定めております第2条第5項を新旧対照表のように削除することといたしております。

なお、本条例につきましては、現委員長の任期との関連もございまして、この条例につきましては、施行日が平成19年1月1日からとしております。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、④特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにも、お手元に、資料4-1といたしまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。資料4-2、資料4-3といたしまして「斑鳩町特別職報酬等審議会の報告書」及び「答申書」を付けさせていただいております。

本条例の一部改正案と後ほど説明をさせていただくこととなります、6番でございますけれども、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び、7番目の「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す

る条例について」につきましては、斑鳩町特別職報酬等審議会の答申等を尊重させていただいて、作成をさせていただいております。

そういうことから、まず、この「斑鳩町特別職報酬等審議会の答申書及び報告書」につきましてはの説明をさせていただいた後、改正条例案の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本年6月20日開催の本総務常任委員会で、「特別職報酬等審議会」の設置につきまして説明させていただいたところでございますけれども、その後、資料4-3の答申書にもございますように、6月30日から10月23日まで、合計5回にわたりまして、慎重なご審議を賜ったところでございます。

その答申書の内容でございますけれども、5回にわたる慎重審議の結果といたしまして、「1. 報酬及び給料額」、表でございますけれども、これにございますように、町長、助役、議長、副議長、議員の報酬及び給料月額につきましては、平均改定率が、条例本則の額から、マイナスの7.09%、すなわち、7.09%の減額という答申をいただきました。おのおのの職によりまして、改定率にばらつきがございますのは、条例本則の額にそれぞれ7%を減じた後、その額の千円未満を切り捨てるという方法で算出された結果でございます。なお、収入役につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成19年3月末日を持って廃止されること等もございまして、答申からは除外をされております。

改定の理由につきましては、裏面でございます。裏面に改正の理由とございますように、この理由の中段以降ですが、当町の最近から中長期の財政指標、近隣等県内市町における特別職の職員の報酬額、あるいはまた公務員給与の推移、人事院勧告内容等々から一旦、一定の改定率をお導きになったところでございますけれども、しかし、財政健全化検討住民会議の意見書、町の特別職並びに町議会議員さんの報酬にかかる自主的な減額の状況等々を考慮に加えられました、その結果答申にございます平均7.09%の減額という結論を出された、ということでございます。改定の実施時期につきましては、平成19年、

来年の4月1日からとされております。

続きまして、資料4-2の方でございますけれども、これは報告書でございます。「斑鳩町特別職報酬等審議会の報告書」についてでございます。これは、今回、町が特別職報酬等審議会に、町長や議会議長さん等の報酬額あるいは給料月額につきましての審議と合わせて依頼をさせていただきました非常勤の特別職にかかる報酬額の適正な額につきましての報告書でございます。この報告書の内容でございますが、「斑鳩町の特別職で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の別表に掲げられております委員会等につきまして、まず、その設置目的や運営状況等によって、3つに区分をされたところでございます。それが、この報告書に申します1番の(1)でございます。

まず、「特」といたしまして、会議、委員に特殊性があるもの、あるいは法令等で報酬額に基準にあるもの。すなわち、右の欄に挙げられております、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員さんのうち、識見を有するものとして選任された方等、地方自治法第180条の5に定めております、いわゆる行政委員会の委員ということ。あと、選挙長等選挙関係、社会教育指導員、学校教育指導主事、がこの「特」に当たるとされたところでございます。

次に「A」といたしまして、その会議の審議内容が、専門的知識が特に必要なもの。すなわち、右の欄の議会の議員さんから選出された監査委員さん、文化財保護審査会、藤ノ木古墳整備検討委員会、史跡中宮寺跡整備検討委員会の委員が、この「A」にあたりとされました。

「B」は、今申しあげました特とA以外の委員会等の委員とされたところでございます。

裏面になりますけれども、次に、「特」「A」「B」の区分ごとの報酬のあり方について(2)のとおりおまとめになりまして、最終的に(3)にございますように、「A」につきましては、一律8,000円。「B」「B」につきましては、一律5,000円。「特」につきましては、町長などの報酬額等にかかる答申内容を踏まえた上で、近隣町等の状況

等を勘案し、町において調整すること。ということでございました。そして、各区分において、原則として、町議会議員の方々や他の地方公共団体等の職員等については、報酬を支払わないということ。さらに、「A」及び「B」の区分においては、現行制度で設けている会長とか委員長とかと、その他の委員の区分については廃止することとされたところでございます。先ほど申しましたこの中で、「近隣町の状況等」ということでございますが、この「等」という中身には、各委員会等の委員の実際上の活動状況なり、その職務に従事している時間等についても十分調査の上で検討するように、という含みがございます。改定の実施時期につきましては、答申と同様、平成19年4月1日からとされております。

以上が、「斑鳩町特別職報酬等審議会の答申書及び報告書」の内容でございます。

それでは、只今から本日の審査事項でございます「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。説明は、資料4-1のうち、6枚目、後ろから3枚目でございますけども「要旨」によりまして説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

一番上段から記載しております文言等につきましては、先ほど説明させていただきました内容と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

下段から記載しております比較表の方で説明をさせていただきますけども、この表は左側から、現行の委員会・審議会等の区分、その右側には、現行の報酬額、そのまた右側には、改正案の額、そしてその右側には現行と改正案の比較を額と率で表しております。

1番目の議会の議員として、議長、副議長、及び議員の報酬につきましては、先ほど説明いたしました特別職報酬等審議会の答申のとおりとしておりまして、議長につきましては、現行が月額376,000円のところ、改正案では349,000円と額で27,000円、

率で7.18%の減としております。副議長につきましては、現行が月額316,000円のところ、改正案では293,000円と額で23,000円、率で7.28%の減、議員さんにつきましては、現行が月額297,000円のところ、改正案では276,000円と額で21,000円、率で7.07%の減としております。

2番の教育委員会以降の報酬額につきましても、特別職報酬等審議会のご報告を最大限に尊重させていただきまして、「特」、「A」、「B」という報酬区分につきましては、特別職報酬等審議会のご報告のとおりという形でございます。それに対応する報酬額につきましても、「A」及び「B」の区分につきましては、それぞれご報告のとおりとしております。ちなみに、改正案の欄で月額8,000円となっておりますのが「A」の区分、月額が5,000円となっているのが「B」の区分でございます。それ以外の額となっておりますのが、「特」の区分でございます。また、改正案の欄に、ハイフンで表示しておりますのは、今回の審議会等附属機関の見直しにおきまして、廃止という風に考えている審議会等でございます。特別職報酬等審議会で、報酬区分を「特」とされた委員会等附属機関の委員等の報酬額でございますけれども、基本的には答申の改定率を反映させていただきますけれども、9番の「選挙長及び開票管理者」から14番の「期日前投票所の投票立会人」までにつきましては、国が定めております選挙の執行経費がかかる交付金の算定基準がございまして、これを基準に合わせておりますことから、据え置きといたしております。また、20番の「社会教育指導員」、36番の「学校教育指導主事」につきましては、その性格が「賃金」ともいうべきものでございまして、本年の人事院勧告でも国家公務員の俸給表の改正もなく、そのことに伴います当町の一般職の職員の給料表の改定の予定もないことから、据え置きという風にしております。

ただし、4番、裏面でございますけれども、監査委員のうち、「識見を有する者の中から選任された委員」につきましては、その職務にかかる従事時間、及びその職務の内容等から勘案すると、現行の報酬額が

あまりにも低いのではないか、あまりにも低すぎるのではないかというご意見が、以前から議会議員さんから、また今回の特別職報酬等審議会でもございましたことから、従事時間等から検討をさせていただきました結果、識見を有する者の中から選任された監査委員さんの報酬額だけは、現行より引き上げをさせていただいております。その引き上げ額の考え方でございますけれども、監査委員さんの過去3ヶ年間の事務従事時間を監査委員室の方で算出いただきました。その従事時間は、年間あたり平均301時間ということでございました。その時間に単価をかけたのでございますけれども、その単価として使用させていただきましたのは、先ほど申し上げました報酬区分「A」の1日につき8,000円を用いたところでございます。この1日につき8,000円ということにつきましては、実質の拘束時間で申しますと、最大4時間程度であるということでございまして、この8,000円を4時間で割り戻した額、すなわち2,000円でございますけれども、この2,000円を1時間あたりの単価としたところでございます。この2,000円という単価を先ほど申し上げました年間平均従事時間の301時間と掛け合わせいたしますと、602,000円となりまして、月額に割り戻しますと、約50,000円という事になります。この50,000円という額は県内の町では最高額でございます、お隣の三郷町と同額という形になります。しかしながら、当町の監査内容のレベルの高さは県内屈指であるという風に考えておりまして、また、301時間と申しますのは、3ヶ年間の平均の従事時間でございまして、住民監査請求等が出てきた場合は、少なくともこの1割以上の時間が増加するという状況もございます。それに加えて、現在は、辰巳監査委員さんのきめ細かい調査等により、レベルの高さを誇れているという状況があるわけでございますけれども、後任の監査委員を探す必要が生じた場合、同等あるいはそれ以上の見識、熱意等をお持ちの方をお願いしたいという思いがございまして、その場合におきましても50,000円ではなく、それ以上の報酬額を示すことによって、当町の監査に対する姿勢をご理解いただきたい、と

いうこともございます。そうしたことから、この50,000円に、その2割を加算していただくということで、本表にございますように60,000円としたものでございます。また、この方式によりまして、教育委員長や農業委員会会長等の報酬額につきましても算定をしたところでございますけれども、その結果は教育委員長ではマイナスの7.9%。農業委員会会長では、マイナスの38.3%となりまして、町長や議長さんなどの改正率、減額を上回ることとなりますので、結果として、7%の減額率としたものでございます。なお、施行は平成19年4月1日からとしております。このことに伴いまして、議会の議長、副議長、議員につきましても、平成18年4月1日から当分の間、給与月額の特例措置を講じてまいったところでございますが、この特例措置につきましても平成19年3月31日をもって終了させることとしております。また、先ほども申し上げましたが、この改正案につきましても、議会の議長、副議長、議員の方々の報酬額は別といたしまして、その他の審議会等の委員さん等につきましても議会運営委員会において、審議会の見直しとともに、お纏めをいただく形になっておりますので、よろしくお含み置きをいただきますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

議長 今予定されておられる案を基にですねけど、委員数の削減また報酬の削減、予定されている資料に書かれているやつでね、全体で年額どれ位の削減になったのか教えていただけますか。

総務課長 まず、一番削減になるのは、いわゆる「B」区分とさせていただきます

た一律5,000円の場合でございます。この5,000円につきまして平成17年度の決算状況から比較いたしますと、平成17年度と同じような開催状況でございますと、従来8,100円なり9,800円を一律5,000円とした場合は約600万円の予算が削減されるという事になります。

議 長 「B」だけやなしに「特」も「A」も「B」も入れて全体でその額だけが変わるという事でいいですか。

総務課長 議会議員さんを除いて。

(「入れてもらって結構です。」との声)

総務課長 ちなみに、今特例措置という形で町長が15%、以下、助役も減額させてもらっています。議会議員さんにおかれましては7%以上の減額をされておられるという事でございますけれども、それと共に教育長についても減額をさせていただいておるところでございますけれども、まずそちらの方の減額を申し上げますと特例措置の場合とこの改定案、平均7.08%でございますけれども、その比較を申し上げますと年間で計算いたしましたところ、収入役を含んで計算させていただきますと年間で210万あまりの予算増になります。ただし、平成19年度につきましては、収入役につきましては廃止されている事もございまして、収入役を除きますと180万円程の増という形になります。あと、他の審議会等の委員さんにつきましては、先ほど申し上げました、大きく変わるのが「B」の一律5,000円とした場合が600万余と言いましたけれども、その他「A」区分につきましては、委員長が従来は9,900円、その他の委員が8,100円が8,000円という形にさせていただきましたので、その辺は予算的にはそんな影響はないかと思えます。あと「特」の部分につきましては平均7%の減となっておりますので、年間、監査委員さん除きますけれど

も識見を有する者の中から選んだ監査委員さんを除いて平均7%の予算の減額になっているという事でございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 松田委員。

松田委員 特にこの報酬の関係について異議があるわけではありませんけども、先ほどの審議会の附属機関の関係で審議保留を申し上げてますので、関連をしますから、この関係についても審議保留をします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 13時まで休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長 再開いたします。

次に⑤斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元に資料5といたしまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。説明は、この「要旨」及び「新旧対照表」によりましてさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

要旨は3枚目でございます。本条例改正は、地方自治法の一部改正に伴いまして、当条例の関係いたします部分につきまして、所要の改正を行うものでございます。

その一つといたしまして、先ほど来から出ております助役制度の見直しに関する事項でございますけれども、このことにつきましては、先ほども触れましたように、改正後の地方自治法第161条第1項におきまして、現在の「助役」に代えまして「副町長」を置くことと定められたことがございます。

二つといたしまして、地方自治法第168条の改正によりまして、収入役が廃止されました、という事もございました。当条例の第2条に定められている所掌事務の内容を、新旧対照表、真ん中のページでございますけれども、新旧対照表のとおり改正しようとするものでございます。当条例の施行は平成19年4月1日からといたしております。

以上簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 松田委員。

松田委員 まず先にですね、非常勤の報酬、費用弁償の際に説明が行われたという風に思うんですけど、報酬審議会の答申があったと言ってますよね。それに基づいて今般改訂をしていきたいという主旨の説明があったと思うんです。それはそれとして聞いておくとして、ここに、なお収入役については平成19年3月末日をもって廃止される事から除外したと書いてるんですよ。この記載はね、正しい記載の仕方でないと思うんですけど、どうなんでしょう。

総務課長 先ほど資料4-3、答申書の内容についてのご質問でございます。確かに、地方自治法の改正によりまして、平成19年3月末日をもって収入役については廃止されます。ただし在職、改正の日4月1日現在ですね、3月末日現在で現にまだ在職をされておられる収入役につきましては、その任期中に限ってなお従前の例により、在職するという形にはされているところでございます。そういう意味から申します

とどうかなという事だというように、ご質問の主旨はそういう事だと思っただけですが、ここに書かれております19年3月末日をもって廃止されるという意味合いにつきましては、地方自治法による改正による収入役の廃止の件、それと及び現収入役でございます中野収入役におかれましては、3月末日をもってもう退職をする意思表示を既にされているという事も含めまして、廃止されるという表現になっているという風に解釈をしておるところでございます。

松田委員 僕はね、議題の流れからこうであるからそういう風に言ってるんですけど、この答申の関係とね、現在審議になっている常勤職の職員の報酬の関係とね、重なるんですよ、収入役は三役でしょ、町の。その報酬の関係を、だから常勤職の職員の報酬の関係を議論するんですよ、今。と言うとするならば、収入役の関係も本来入るわけなんですよ、ところが廃止するから入れてないんですよ、だから聞いてるんですよ。だから何も戻って聞いてるわけでも何でもないわけです。だからそういう関係についての認識と、収入役が廃止をされるという、廃止をするという関係については、自治法のどこに書いてるんですか。

総務課長 地方自治法の第168条でございます。

松田委員 168条ではね、会計管理者1人を置くという事が書いてあって、収入役を、という関係については言っていないんですよ。だから、本来なら読み替えの関係なんや。それを例えば言われるように廃止という事でいくなれば、後で言うようにですね、少なくとも助役もそうだったんですけど、経過措置があるわけなんです。経過措置の適用が出来るようになってることも事実や。ところが、経過措置を適用しなくて今度いくというところが、廃止をされるからやるのではなくて、廃止という事よりも収入役がお辞めになると、任期の途中で。という事からたまたまその時期に廃止というよりも制度が変わるという事と合わせて処置をしたという事であって何も廃止されるから云々だという事

ではないと思うんですよ。だから僕はこの答申は間違いであるし、この答申を受けてここで提案しようとしている、主旨の言い方についても僕は正しくないと思う、という風に思うんです。だから結局認識が違おうと。結局これでいきますとね、辞めざるを得ないように追い込んだかのような印象を受けてしまう。しかし、暫定措置を講じてるという事はね、現在その職にある人についての身分を保証してるという事なんですよね。その身分の保証という事を軽視してはいかんと思う。ところが本人の意思であった限りにおいては、お辞めになったらやむを得ないからその時点をもって、いわゆる法改正による制度改正が、そこで変更していくというのは、建前だと思うんです、この場合。だから報酬も見送ってしまうんだと言うけど辞めるということと全然違う。辞めるという事と廃止という事は違うわけですよ、一緒ですか。僕は違うと思う。収入役という職務を廃止していくという関係であるならば、あるいは読み替えるという事で僕は先ほど言ったんですけど、会計管理者という事に読み替えたらいいいわけなんですから。だからその関係についてはね、いわゆる今言われている状況でも、管理者を置くということ、それで事故がある時にはどうするかという事も書いていますし、あるいは会計管理者の168条の関係については、管理者を置くという事を言ってるだけのこと。ある意味ではこれは収入役の呼び名を変えたという事なんですよ。ところが、こういう事によって辞めざるを得ない状態に追い込んでしまつた。そしてしかもそれが既成の事実であるかのような廃止をされた、だから辞めたというのと、任期の途中であるけども辞めるという事を、意思表示があったからその時点で一応こういう会計管理者という方法に変えたい、というのとは、うんと違いますよね。その辺の区分をどういう風に理解してんねやという事になってくると、僕はこんな事にはならんと思うんですよ、表現でなくてこないと思う。これらは予定とも何とも言ってない、廃止というのは。廃止というのは勝手にすることなんか知りませんがね。だからその関係についての認識そのものからして違おうと、一般に与える影響も違おうと、そういう意味について、という風に思うんです。

だからこの辺で色々認識、やっぱり認識の関係についてもものすごい今回の関係については、僕は町の認識の仕方に問題があるのではないかなというように思うんです、その辺どうなんでしょうか。

総務課長

先ほど私の説明の途中で委員がおっしゃられましたので、繰り返しの表現になっておりますけども、地方自治法第168条の改正後の第168条には先ほど松田委員がおっしゃいましたように、普通地方公共団体に会計管理者を1人置くという形でしか書いてございませんけども、この条文の施行が平成19年4月1日でございます。それまでは現行の条文が生きていくという事でございますけれども、現行の第168条におきましては、市町村に収入役1人を置くという形でございます、これにつきましては現行は収入役がおられるという事になります。先ほど松田委員がおっしゃったように、収入役制度が廃止されるのはいつかという事になりますと、退職をされない限り、現収入役さんの任期が満了するまでは廃止はされないという形になるという事でございます。ここに書いておりますように、答申書の内容が、なお、収入役については、平成19年3月末日をもって廃止されることから、除外したという意味合いにつきましては、先ほども申し上げましたように、確かに今回の地方自治法改正によりまして収入役制度につきましては、来年の3月末日をもって廃止はされますけども、現に収入役の任期がある間中は、前の例によって在職されているという事が一つございます。

それと、それだけでは先ほど申し上げましたように、廃止はならないという事でございますけれども、現に現の中野収入役におかれましては来年の3月31日付けをもって退職するという意思をお示しになっているという事で、同日付で当町における収入役の制度については廃止をされるという形になると、そういった意味合いでここに答申書の内容については、そういう形でお書きになっているという風に我々は理解をさせていただいているという意味でございまして、無理矢理収入役を辞めさすという事では、私どもの段階では思っておりません

ので、その点悪しからずご了承いただけますようお願いいたします。

松田委員

僕はね、そういう風にも言えるんかも分からん。ところが僕はそう
でないと思うんです。少なくとも168条の関係については、読みを
会計管理者という風に変えたという事だけという理解をする方が正し
いと思うんですよ。そして現在任期中のある人についてはどうするの
か、という事についてはここで言うように、いわゆる3条にも書いて
いますけども、経過措置でこういう風に読み替えることも出来ます
という事、それから途中で仮に事務の引継ぎなどの関係を言っている
んですけども、この関係などに適用するんならこれはまた別の意味合
いというものが出来ると思うんですけども、僕はこういう関係を答申
の段階で出さす。しかも10月23日の答申になってるんですよ、
だから廃止をされるから云々ではなくて、暫定措置もあるんですけど
も、それならその関係、それに伴ってその時期からいわゆる会計管理
者にしたらええわけです。そうすれば任期中の関係を言っている。と
ころがお辞めになって、改正される時に合わせて意思表示をされたと
いう事は、いわゆる暫定措置を講じることは必要なくなるわけだし
よ。ところが、廃止をするという事を前提にしてるわけじゃないわけ
でしょ、その職務を、職務は残るわけでしょ。職務の関係は残って、
職務の関係を、いわゆる収入役と言わずに会計管理者という事に変え
るという事なんでしょ。だから、そういう事についてはそれはそれな
りやけど、だからと言って、この報酬の関係、関係ないんかと言うと
辞めるから答申はしなかった、だから改正もせーへんとなってるわけ
でしょ、一面合理的なようであるけども、僕はそうではないという風
に、卵と鶏の論議みたいなことになるんかも知れませんがね、ある
意味では。ところが僕はやっぱり認識の違い、認識としては大きいと
思うんですよ、うんと違う。この事の扱いによってやっぱりいわゆる
会計管理者の関係、会計の取り扱いの関係について、色々また後でも
出てきて説明も受けるんでしょうけども、僕はそれは今出すべき問題
ではないという風に、この前も言ったんですけど、今度は出てきてま

すわ、説明するように。だからその辺のところの認識なんていうのは、もっと記述をしておくべきであるというように思うんですよ、確かに僕は収入役が今度お辞めになるんだという関係については全員協議会の時に聞きました。ところが、制度を廃止するんだという事は聞いてません。そういう説明はありません。ところがここについては、制度を廃止する。やっぱし人と制度の関係っていうのは結びつくんか知りませんが、こういう書き方っていうのはあんまり私は適切ではないんじゃないかと言いたい。あまりにも、事務サイドの関係だけで考えて、住民感情がそういった面についての状況というのを全然考えてない、何のためにこういう風にしてるんかな。収入役を今廃止をして、同じような関係で、だから軽視をしていると言われたいためにも、会計管理者と言っている。なぜ変えたのか、ところが時代に即行するためだと思うんですけど、決して収入役の現在の状況というものを軽視する事、あるいは置く必要がなくなる状況という風に見てるんかどうか、というところの見方の問題ですよ。だからああでもない、こうでもないと言われるか分かりませんがね、私はね、決してね、そういう関係については理解が出来ないんですよ、この説明の仕方では。

総務課長

大変私の説明の仕方が悪いんだと思うんですけど、ご理解いただけでないようでございますけれども、今回の地方自治法の改正につきましては、地方自治法そのものを言いますと従来、収入役を設けていた常勤が会計管理者という形に来年の4月1日をもって変わるという事でございます。ただし、現収入役さんの任期がある間はなお従前の例により在職するという事ですので、そのまま言いますと、収入役の任期が満了した時点をもって、収入役の制度、収入役が廃止されるという事でございます。当町の場合、現収入役さんの任期は平成20年4月4日でございます。その間で申しますと平成20年、再来年の4月4日までは斑鳩町収入役中野秀樹という形で残任をされるわけでございます。それで4月5日からは収入役は廃止されるという事になります。ところが現中野収入役におかれましては、来年の3月31日をも

って退職をされるという事でございますので、その3月31日をもって当町の場合は収入役が廃止されるという解釈になるということでございます。新たに設置をされる会計管理者、来年の4月1日以降でございますけれども、これについてはご存知のように特別職ではなく、冒頭の説明でも申し上げましたように、職員のうちから団体の長、うちの場合、町長でございますけれども、町長が任命するものが、一般の職員が会計管理者になるという事と、現在の収入役の職務権限については、その会計管理者に全て移行するという形になってございまして、任期の、余計な説明してるか分かりませんが、収入役の廃止というのは、現収入役さんの任期満了もしくは退職をもって廃止されるという事でございますので、そういった意味からもこういった答申書の書き方になったという事でございますので、その辺ちょっとご理解を賜りたいなと思います。

松田委員 それはね、僕はね、結局168条の前段では管理者を置くという事になってる事は事実、これはそれで僕は置いたらええと思う。ところが次の関係について会計管理者というのを、どういう人が補助的な機関で職員のうちから地方公共団体の長が命ずるという事ですから、任命制になってるわけですよ。だから任命してはいかんという事は書いてないという風に思うんです、収入役を。そしてまた収入役の関係についても、いわゆる施行規則ですか、33条の関係ではやっぱり経過措置を書いてる事も事実や。だから、結果的には廃止を適用する事になるんか分かりませんが、僕は収入役は自分の意向の主張主義によって、収入役制度と言いますか、会計管理者に改められる時をもって辞めますよという意思表示をした、という事が中心だと思うんですよ。だから、その事でやっぱりそれを尊重する、あるいはそういう意思表示をされたという事をもって、その時期に合わせて措置をしようという事になってるんだという風に思うんです。僕はその事を強調しないとね、それは制度が出来たからと云々と言っていやおうなしに辞めさせたという関係に受け止められても仕方がないですよ。一年

はよ辞めたという事と一緒にですよ。ただ特別職と言えども一般職と言えどもね、退職勧奨が今問題になってる事は事実なんです。そういう事から少なくとも自らの意に関わらず退職を余儀なくされたという状態というのは、今日社会的問題でしょ、それが問題になってるでしょ。そういう認識をされるような扱い方なり説明の仕方なりという事については、げんに慎むべきだと思うんです、行政として。何回も何回も同じ事を言って答弁をしてるけど、僕はそれについての考え方に問題があると言っている、考え方に。そういう事にはなっていないじゃないか。だからそういう意味では私はこういう提起の仕方の問題があるとう事を申し上げている。廃止をされるとか廃止をされないとか、辞めるとか辞めないという関係について、この答申の段階について、委員会でそういう意思表示をされたのかどうか知りませんよ。我々は収入役が辞めるという事については町長から全員協議会で聞きました。制度については未だかつて一般質問の関係とこういう関係で出ると、省令が出たという事、あるいは法律改正が行われたという事については承知をしてるけども。町側から聞いた事は一回もないんですよ、こういう関係について、ある意味で。だからそういう取り扱いの関係が非常に多いという事について、行政側の、私はこの態度についてね、今ほど慎重に考えていかなければならん時に余にもお粗末やと、従来と同じような感覚でものを言っている、というところに疑問を感じて仕方がない。どこまで一生懸命考えてるのかなという風に言わざるを得ないというのが私の感覚と。

それともう一つは、別の角度から聞きますけど、これはむしろ担当者よりも助役さんも担当者に、該当者になってしまうんですけども、いわゆる確かに答申が出されて答申どおりに、こうしようという姿勢できているとは思いますが、既に今日まで何回となくですね、特別職の報酬その他については、減額措置を講じておいでになってきた。財政再建の一躍を担う自らの指針として示していこうという事にされているんですけど、今回改めていわゆる報酬審議会がこういう答申をした事について、どうお考えになっているのか。報酬審議会の答

申というものは、絶対的なものだという認識にお立ちになってるのかどうかという事について、ちょっと聞かせてもらいたい。

助 役

今まで、財政の状況を考える中で、町長以下、私、収入役が減額措置を講じており、最終的には町長15、私12、収入役10%というような減額をお願いし、そしてその給与額を抑えるという事でございます。この度、報酬等審議会の答申によりまして約7%というような結論が出たわけでございます。これがいいか悪いかということは、非常に難しいものでございます。私、個人的に考えれば、やはり今、財政の状況を見る中で我々から給料削減に努力する必要があると思っております。12%が望ましかったと思います。そういう事で7%減らす事については、特報審が出された事ですから、議会の方で審議をしていただいて、それに従っていくことであろうと、このように思っているところでございます。

松田委員

今回ですね、条例改正として出されている分についても、常勤職の特別職の事だけでなしに、非常勤の関係も含めて諮問をされて、答申をされているわけですし、同じように改訂の、条例改正が示されているんですけども、これに合わせてですね、いつも同時執行されてきているのは議会の関係だと思うんです。今回議会はですね、3月議会で少なくとも議員の定数と合わせて議員報酬の関係についても削減を提案し、成立をしました。確かに住民検討会議の答申とはずいぶん離れた状況になっている事は事実ですが、議会が自らの検討結果として条例改正を既に仕上げてるわけですけど、今回さらに削減の提案が答申に基づいて行われた、という関係なんですが、ここで多少議論の内容が揺れるんかどうか知りませんし、ここで聞くことが適当なのかどうかも分かりませんが、報酬審議会で議員の報酬についてはここで答申が出てますけど、議員定数とのからみについてですね、何か議論があったのかどうかという事について、実はちょっと参考までにお聞きをしておきたいと思うんですが、もしも言えるようなら言ってくださ

い。そしてそれは今後の議会の運営のあり方そのものと合わせて議員定数などについても、財政の健全化への一つの道筋として参考になるような事があるとするなら、聞いておいた方がいいと思いますので、その辺についてどのように理解されているのかということについて、お聞かせいただけますか。

総務部長 我々は今回の関係で特別職報酬等審議会に諮問した際におきましては、現議員さんの定数の問題、報酬の問題、今現行どのようなになっているのかというところについては、説明はさせていただきました。ただ、それに対していわゆる我々もどうこう、という話でなしに、委員さんの方からも特にそういった事について、コメントはなかったと記憶しております。

松田委員 今回ですね、特別職あるいは非常勤特別職の関係の、非常勤の特別職の関係についての審議会等については色々議論をしておりますから、これは理解します、先程言いましたように別にしているんですけども、同時に執行してきている議会の関係ですね、議会との関係について今回も措置をした上でさらに答申に基づいて措置をされる事ではありますが、これは、行政側の一存でなされている事であるのか、あるいは議会の関係、先にですね、予め了承を求めてこういう風に提起をなさっているのかどうかについて、お聞かせください。

総務部長 この場で特別職報酬等審議会での答申をいただけましたら、その関係についてこういった内容で答申がありました、というような関係については、議会の方にもお知らせをさせていただいた記憶がございます。そうした事を踏まえまして我々といたしましては、出来るだけ尊重していくべきだろうという事の中で、今まで答申どおり改正をさせていただいた経緯がございまして、今回もそのような方向で考えて進めたという事でございます。

松田委員 行政側の考え方というのは分かったんですけど、提起をされていくか、提起をするについて、議会の関係者に予め申し上げて了解を得るという、あるいは賛同を得るという措置を講じられたんですか、という風に念のためにお聞きしてるんです。その点はどうなんでしょう。

総務部長 この関係につきましては、特段そういった、別の場を設けていわゆるこういった考えについて、申し上げて議会のご理解を得るような場を設定して、了解を得たというような事はございません。これまでもそういった中で我々としてはそういった、先程申し上げましたけども特別職の報酬等の諮問に対しまして答申を得てきた事については、その通り実施させていただいてきた経緯がありますので、それ等を踏まえまして、そういった方向で議会のご理解をいただけるものという前提のもとに進めさせていただいてるものでございます。

松田委員 そうすると、今回はですね、今までの関係はね、あらかじめ正副議長なりね、それなりの関係の議会について、全員ではなくても関係者について、了解を得るような関係をして、概ねの賛同を得ながらこういう措置をとっておいでになったという風に思うんですよ。それが慣例だと思う。ところが今回は、答申が出たからと言って行政側の判断で即提起をしたという事になるんですか、だから議会の関係については、今回提起をすることによって初めて意思表示したと、受けたという事で理解をしておいていいんですか。

総務部長 我々といたしましては先程も申しましたとおりでございますけれども、このような形で報酬等についての諮問に対して答申を頂きましたという事で議会の方へも、その内容を写しをもって内容をお示した事がありまして、それでご理解をいただけるようにという事で、思いをもってそれをお配りさせていただいたという事でありまして、それをもってご理解を、理解しましたというような事について、内容で言葉でいただいたというようなものではございません。

松田委員　　ちょっと分かりにくいんですけどね、例えばこういう条例を出すという時に町の思惑というのは、今日もこの委員会にかかっているのと同じでね、だから委員会にかけて相談を申し上げるという事にして、条例案を提示されてるわけですよ。そういう事をするについて、予め了承を得る手立てというのは、議会に対しては講じられたんですか、とお聞きしたかった。

総務部長　　はっきりとそうした事で申し上げたというわけではございません。我々はそういう思いをもって言っただけのことです。

松田委員　　そうすると、今回の常勤と同じように議会の関係についての削減案についても、これは行政側の独断的判断で提示をさせていただいたのか、という風に理解をしいいんですか。

総務部長　　先程答弁させていただきましたように、特別職報酬等審議会の中では今までの議会の、いわゆるご審議されてきた中での経緯についてはご説明申し上げて、その結果として議員定数を16から15に一名減にしたと、それと自ら7%の報酬の削減、これは議員一人分に相当するものというような事についての経緯は説明をさせていただいたものでございます。

松田委員　　僕はしつこくお聞きをしておりますのはね、これが果たして総務委員会事案なのかとお考えなのか、あるいは先程から色々言われているように審議会の関係で言われているのと同じようにね、議会運営委員会の審議する事項だという風にお考えになっているのか。またそういう風に言われてくると随分変わってきた状況にあるという風に思いますのでね、あえて質問してるわけなんです。だから、これはどういう事になってくんねやろか。改めて議会運営委員会で議論を、取り扱い

などについて議論をするんですけども、その際に改めて町が求めることに、こういう考え方であるんだという事を言おうとするのか、あるいは予めしてあるから、もう町の関係として提案をしてるんだという事になるのかについてね、皆さんの方の説明でね、まだ議運にどうのこうのとか、あるいは総務委員会でどうのこうのという事で了承を得たとか決まったとかどうとかになってくるとね、一体その権限があったのかなかったのか、という事になってきますからね、お聞きをしてるんですよ。と言うのは、私も総務でもありますがけど議運の一人でもあるんですから、さっきも言われているような関係と随分食い違いがあるんですよ、理事者側の説明の関係で。だから先程も留保させてもらってますけどね、ここについても、ああそれで結構ですと、どうかという関係について、議会の機関を代表する人々との話が本当に多少ともね、僕はついているんなら、またそれを受け止めた状態での判断をしていったらいいと思うんですよ。全くないとするなら、全くないという立場の中で議論をしていかざるを得んだらうという風に思いますのでね、お尋ねをしてるんです。だから今回の関係については、従来の関係から見て、ほぼ了承をしていただけるだらうというような格好で、相談をせずに行行政側としてこの問題を提起してると、条例の改正案を提起してるという事で理解をしといていいんですか。

総務部長 先程も申し上げてますように、この関係、審議会等の委員の見直しの段階におきまして、先程課長が報告しました報酬等の関係に合わせます中で色々、特別職、答申の関係も踏まえました中での説明もさせていただく中で、その以前に内容についても委員の皆様方にもお渡しさせていただいている経緯もある中で、一定のご理解をいただいておりますものと我々の解釈の中で説明しておったわけですが、明後日開かれます議会運営委員会におきまして、議案を説明する前にそういった形の中でお願いすると共に理解を頂いた中でこの議案を提出していきたいという事について、改めて申し上げてご理解を賜っていく方向に進めたいと思います。

松田委員　しつこいようですけどね、やっぱこれの前提になってる関係でも色々あると思うんですよね。住民検討会議の答申を受けた関係もあるし、あるいはその後、再質問という事で提出された状況もあるし、さらにその後議会で審議をした結論として3月議会で提起をしたという経緯もあります。この関係は議員の定数と経費の節減という事での、それに見合う、議員削減をするに見合うカットという事の議論をし、提起をして整理をしてきましたけども、さらに今度はこれを、という事ですけども議会としても色々議論、いわゆる議会の関係にも関わる地方自治法の改正も出てるわけですよ。だからそれに合わせて議会としても対応すべく今議論してる事は事実です。だからそれと相関連をするんですよね、これらの問題についても。その際に今議会でも議論してますけど、議員定数を今回の任期中に議員定数を再度検討すべきなのかどうなのか、あるいは間に合わないから次回の関係での選挙を一つの目安にしながら議員定数、報酬等について議論をすべきだという議論とも色々交錯してるわけですよ、現在。そういう中においてこれが出されるわけですから、その場合に、どういう風に対応をしたらいいのか、という事が当然問題になる事は事実だと思うんです。そういう中で我々が総務委員会で色々議論があった関係のものを参考にしながら議論をしていく必要があるだろうという風に思うんですよね。そういう場合に、審議会では現行の議員定数を是とし、いわゆる一名減らした、留保にした分ですよ、を是としたその前提に立って議員歳費を減らせという事になったという風に理解をするのか、議員歳費も機会があれば定数を更に検討すべきだという認識の中で、とりあえずこの報酬の関係の引き下げをすべきだという意見であったのか、ということについてはどうなんでしょうか。

総務部長　先程も少し触れたと思いますけれども、この関係につきましては直近のまだ近い議会の中で、やはり議員定数について議会の方で一年間ほど色々種々検討される中で結論を導き出されたという事についても

話をした事を記憶いたしております。そうした事を言えば特別職報酬等審議会の委員さんにつきましてもそういった事で、議員の定数については一定の見直しはされたというようなご理解をされるのが普通であろうと考えております。そういった事で先程説明いたしました中で去る17日の議会運営委員会におきましても、その中で特別職報酬等審議会からいただきました答申内容、合わせまして報告書、それらにつきましても一定の説明をさせていただいた事もございまして、それらを踏まえて色々と審議会等の委員さんの報酬についてもご審議いただいておりますという事でございまして、我々と致しましても先程申し上げましたような、議会運営委員会の中では特段あとの関係について、意見等はございませんでした関係上、一定のご理解をいただいております中で進めさせていただいたものであると理解いたしまして、その方法で進めさせていただいたものでございます。改めましてそういった念をついたような、ついたのかと言われるようなご質問ございましたが、それについては、我々はそういった念をついておりませんので、改めてあさっての議会運営委員会には改めてお願いをするという前提のもとに進めてまいりたいと思います。戻りますが定数の関係につきましては、委員さん、特別職報酬等審議会の委員さんについてはそのような認識であつたらうと私は考えております。

松田委員　　よう分からん説明ですけども、分からんなりに理解をしといて委員会で議論をしたいと思ひます、これで終わります、私は。

委員長　　他にございせんか。

(な し)

委員長　　次に、⑥特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元に資料6といたしまして「改正条例案」「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただきます。説明につきましては、このうち3枚目の「要旨」及び「新旧対照表」によってさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本条例改正につきましては、先ほど来、色々説明させていただいております、地方自治法の一部改正に伴います改正と、先ほどの「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」の説明の際、申しあげました特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、当町の町長、助役、改正後は副町長でございますけれども、この給料月額を改めるものでございます。まず、地方自治法の一部改正に伴いますものといたしましては、要旨にもございますように助役制度の見直しに関する事項でございます。このことにつきましては、先ほども触れましたように、改正後の地方自治法第161条第1項におきまして、現在の「助役」に代えまして「副町長」を置くことと定められたことがございます。そして、地方自治法第168条の改正によりまして、収入役が廃止されました。こういうことから、退職にもよるんですけども、そういう事から当条例の第1条に定められております特別職の職名を、新旧対照表のとおり改正、第1条では現行では助役、収入役、2号、3号でございますけれども、新しい第1条では副町長という形で改めるという事でございます。

次に、町長、副町長の給料月額でございますけれども、これにつきましても特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、答申額のとおり改めるという風に考えているものでございます。町長につきましては、本則での現行が月額861,000円のところ、改正案では800,000円と額で61,000円、率で7.08%の減といたしております。助役、改正後の副町長につきましては、本則での現行の給料月額722,000円でございますけれども、改正案では671,000

円と額で51,000円、率で7.06%の減としております。なお、施行につきましては平成19年4月1日からとしております。

このことに伴いまして、平成17年4月1日から当分の間、また平成18年4月1日から当分の間、それぞれ給与月額の特例措置を講じてまいったところでございますけれども、この特例措置を、それぞれ平成17年4月1日から当分の間を平成18年3月31日、平成18年4月1日から当分の間というものを平成19年3月31日をもってそれぞれ終了させることとしております。

以上簡単ではございますけれども、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

木澤委員 ちょっと金額の事を聞きたいんですけども、今すぐちょっと出ないかも知れませんが、本則が変わる事によって退職金の方にも反映がされていくと思うんですけども、退職金の関係というのは金額は、ちょっと今言っても出ますかね。

総務課長 申し訳ございません。ただ今まだそこまで数字を持ち合わせておりませんので、次回報告させていただきます。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、⑦教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにも、お手元に資料7といたしまして「改正条例案」「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただきます。説明は、この「要旨」及び「新旧対照表」によりましてさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。要旨は3枚目でございますけれども、本条例の改正は、先ほど来説明申し上げました、特別職の職員で常勤のもの、すなわち町長、助役、改正後は副町長でございますけれども、この給料月額を改正に準じまして、教育長の給料月額の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、教育長の本則での現行が月額613,000円のところを改正案では570,000円といたしまして、額で43,000円の減、率で7.01%の減といたしております。なお、施行につきましては、平成19年4月1日からとっております。

このことに伴いまして、教育長につきましても、平成17年4月1日から当分の間、また平成18年4月1日から当分の間、それぞれ給与月額の特例措置を講じてまいったところでございますけれども、この特例措置を、それぞれ平成18年3月31日、平成19年3月31日をもって終了させるという事にしております。

以上簡単ではございますけれども、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、⑧斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにもお手元に資料8といたしまして「改正条例案」「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。説明はまた、この「要旨」及び「新旧対照表」によりましてさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

要旨は3枚目でございますけれども、この要旨にもございますように、平成18年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、8月8日に行われたところでございます。このことに基づきまして、10月17日には、国家公務員の給与改定を勧告のとおり実施する旨の閣議決定がなされまして、給与改正法につきましては、平成19年4月1日から施行されるということとなったところでございます。このことに準じまして、当町職員の給与につきましても、所要の改正を行うものでございますが、先ほども若干触れましたように、今回の人事院勧告におきましては、国家公務員の俸給表の改正はされておられません。今回の国家公務員の給与改正は、現行の制度におきましての扶養手当でございますけれども、3人目以降の子などを対象とした扶養手当が5,000円でありまして、2人目までの6,000円とは1,000円の開きがあるというものが、少子化対策の一環といたしまして、3人目以降につきましても、すべて6,000円としようとするものでございます。当町もこれに準じまして、同様の改正を行おうとするものでございます。なお、施行は平成19年4月1日からとしております。従いまして、この改正による本年度の予算措置の必要はないということでございます。

以上簡単ではございますが、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑨斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。 藤原税務課長。

税務課長 それでは、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。資料9をご覧くださいと思います。この資料の最後の方に改正の要旨を付けてございますので、これによりご説明をさせていただきます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）でございます。この斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされ、吏員制度が廃止されましたことから「吏員」を「職員」に改めることといたしまして、所要の改正を行うものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。付則でございますが、この条例につきましては、平成19年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますけども、12月議会に提案予定をいたしております斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 吏員と職員、名前が改まっただけで、他は全然変わらないという事なんですか。

税務課長 おっしゃる通りでございます。吏員制度が廃止をされましたので、職員という形にさせていただいたものでございます。

委員長 次に、⑩斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例について理事者の説明を求めます。 野崎教委総務課長。

教委総務課長 それでは、⑩斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてでございます。これにつきましては、審議会等附属機関の見直しにかかります取りまとめにつきまして、議会運営委員会にもお願いしておりまして、取りまとめ案として提案させていただくものうち、教育委員会の所管にかかりますものとして、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例でございます。お手元の資料10でございます。裏面の要旨をもってご説明させていただきたいと思っております。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等の見直しにより、斑鳩町の学校施設整備計画審議会の所期の目的を達成したため、本条例を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例（案）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 松田委員。

松田委員 ちょっと聞かせておいてほしいんですけど、審議会の初期の目的を達成したという事ですけど、初期の目的というのはどんな事ですか。

教育長 各学校におけます整備計画の企画、立案について、諮問をお受けするという審議会のことでございます。

松田委員 当面ですね、やっぱり学校施設の関係についてね、課題になっているという事については、防災対策の関係が中心になっているのかとい

う風に思いますし、主としてその事を中心とする財政計画などにも、今日まで総務委員会で提示をしてきていただいた経緯がございます。そして、前回では住民検討会議の答申などにもあつて、具体的に予算内容を求めたところ、10億位の削減が出来るという風な計画も出てるんですけども、それらの関係については、審議会の条例文にこれからの関係というのは、所管の教育委員会事項として審議会にかけずに進めていくという考え方に立っての廃止なのかどうかと。もしそうであるとするなら、初期の目的を達成したという事ではないかと違うかという風に思うんですけど、本当に安全に施設整備が整って、そして全然そういう必要がなくなってきたことではないという風に思うんですけど、これはそういう印象を受けさせたという風に思うんですけど、果たしてどうなのでしょう。

教育長

この審議会設置につきましては、小学校のマンモス化によりまして分割をする必要があると、あるいは中学校もそうであるんですが、そうした事でその当時、学校整備計画審議会を設置していただきまして、色々議論していただいて現在の小学校3校、あるいは中学校2校に分割するためのいろんな議論をしていただいたという風に理解を致しております。そうした事からも今だんだん子どもたちが減数してきてるわけでございます。この学校整備につきましては、一定の目的が達成されたという事で、今回廃止をさせていただくという風に考えております。なお、今、耐震制度の問題が色々出ているわけですが、これについては日々の修理あるいは耐震補強という中で色々教育委員会で検討いたしまして、担当常任委員会にもご報告させていただきながら、工事の施工をさせていただいているという事でございますので、特に耐震の中で大きく学校の様子が変わるとか、というような場合については当然また事前に議会、担当委員会にも報告させていただく必要があるだろうという風に思いますし、また工事費につきましても規定の金額を上回る場合については当然議会の審議も必要になって参りますし、また、各工事につきましては委員会にご報告もさせていただ

いております。そうしたところで十分また議員皆さん方のご意見を賜っていただけるのではないかという事から、今回廃止をさせていただいたという事でございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これはもう学校、マンモスになり過ぎたから分ける、新たに校舎をつくる、その為の委員会という事ですか。

教育長 当時はそういう目的でこの整備計画審議会を設置していただいております。

嶋田委員 これ、最終に委員会開かれたん、いつ頃になります。

教育長 ちょっと定かには記憶していませんが、58年度が最後だと思っております。

嶋田委員 それから言うと、だいたい20年以上経ってるわけなんですね。学校新設するについて設置された審議会であれば、学校が出来ればある程度建ったら解散するのが当たり前ではないかなと思います。残しとけとか、そういう意味やないんですよ、僕が言ってるのは。せやからそれは初期の目的が達成されて、廃止するという事であればもう少し早く廃止されててもよかったんではないかなと、一応これだけは申し上げます。

委員長 次に、⑪斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。これにも、お手元に資料11といたしまして「改正条

例案」 「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。要旨が一番最後の一枚で、それから前にずっと新旧対照表がございます。前から3枚目以降が新旧対照表で一番最後が要旨となっております。説明につきましては、この要旨及び新旧対照表によりましてさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。まず要旨でございますけども、この要旨でございますように、本条例改正は、非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年9月26日に施行されましたということに伴いまして、この改正内容に基づきまして、当町の非常勤消防団員等に対する損害賠償に対しまして、機動的かつ的確に対応するため、という事で他法令の改正により、たびたび改正をする必要が生じてきている、障害等級ごとの障害の状態につきまして、規則で定めるなどの改定を行うものでございます。

1. といたしまして改正の主な内容といたしまして挙げておりますけども、その一つ目といたしましては、非常勤消防団員等の傷病補償年金にかかる傷病等級ごとの障害については、条例ではなく規則で定めることとしたということでございます。これは、第8条の2の関係でございますけども、新旧対照表を見ていただきたいんですけども、下にページ番号打ってますけども、その2ページの中段以降でございます。第8条の2、右側が旧と申しますか、現行の条例、左側が改正案でございますけども、右側の条文の中に「別表第2に定める」云々という形で出てまいります2ページの下から4行目もしくは3ページの一番上でございますけども、別表第2に定めるという文言が出てまいります。この「別表第2」と申しますのが、ページを繰ってもらって、15ページでございますけども、この別表がございます。14ページから15ページにかけて別表の第2でございますけども、この別表第2のうち、「傷病等級」、第1級から第3級でございますけども、この傷病等級と「障害の状態」、一番右の欄でございますけども、第1級の1でしたら両眼が失明しているもの、等々の障害の状態、これにつきましては、規則で定めることといたしまして、補償基礎額に乗

じる「倍数」でございますけれども、これにつきましては、条例にその倍数をそのまま残し、この倍数を改正する必要がある場合は、当然のことながら議会の議決を必要とする、ということでございます、頻繁に改正する必要がある「障害の状態」につきましては、即時に規則改正を行うことで、その対応に備えるというものでございます。そうした改正が、ページを戻っていただきまして2ページから3ページにかけての新旧対照表の内容でございます。この新旧対照表の3ページの左側に第8条の2の第2項があるわけでございますけれども、ここに挙げております第1級313倍でありますとか第2級277倍と申しますのは先程見ていただきました級の別表の2の倍数でございます。また、申し訳ございません。一番後ろの要旨に戻っていただきまして、改正の主な内容の二つ目でございますけれども、二つ目の傷害補償に係る傷病等級ごとの障害について規則で定める、ということにつきましても、先程申しました一つ目と同様の主旨の改正でございますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

次に3つ目でございます。3つ目の介護補償に係る傷病等級ごとの障害について規則で定めるということにつきましては、また新旧対照表を見ていただきたいんですけども、6ページでございます。6ページの介護補償といたしまして第9条の2がございます。右側の旧の条文の3行目に「別表第4の下欄に定めるものにより」としているのを、左側の改正案の条文の3行目を見ていただきますと「規則で定める程度により」という風にしております。この内容につきましては、こういった形で規則で定めるという内容につきましては、一つ目及び二つ目の主旨と同様でございます。また、同じ9条の2で右側の旧の条文の6行目の終わりの方でございますけれども、「次項に定める金額を支給する。」とありますのを、新のほうでは、「規則で定める金額を支給する。」という風に改正することについてでございますけれども、旧の「次項に定める金額」と申しますのが、新旧対照表の7ページから8ページにかけての第2項に掲げられております介護補償の金額でございます。この金額につきましては、地方公務員災害補償法という法

律がございますけれども、この地方公務員災害補償法に連動しておりまして、この災害補償法の改正によりまして、この金額も改正すべきものでございますために、この改正に即時に規則改正を行うことで、その対応に備えるというものでございます。

また、同じく新旧対照表の右側の旧の第2号でございます、「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者施設その他これに準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合」というものを、左側の改正案では、第2号として「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している場合」、第3号として「障害者支援施設に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合」としております。これは、同施設に係る根拠法令が、今申し上げました「身体障害者福祉法」から「障害者自立支援法」に変更されたことに伴いまして、その施設名につきましても改正を行うとともに、旧の第2号を、改正案では、第2号と第3号に分割したものでございます。

申し訳ございません。要旨にまた戻っていただきまして、一番最後のページでございますけれども、4つ目のその他地方公務員制度との均衡を考慮した規則の整備、としておりますのは、地方公務員災害補償法に定めております、傷病等級ごとの「障害の状態」との整合性を図ることや他法令の施行に伴います文言の修正、または「障害の等級」でありますとか、「等級」とある文言を「障害等級」と統一する事などを指しております。なお、施行は公布の日からとしておりまして、ただし、先ほど申し上げました、第9条の2第2号及び第3号の「障害者支援施設」に係る法律の施行日と整合性を図りますために、この部分だけにつきましては、平成18年10月1日からの適用といたしまして、その他につきましては、平成18年4月1日からの適用いたしまして、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等々につきましては、なお、従前の例によるものとさせていただいております。

以上簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑫平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは、12月定例会の付議予定の⑫、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。資料の方はNO12をご覧頂きたいと存じます。

まず、この本予算補正を行いました考え方、主旨でございますが、平成17年度決算におきまして、黒字決算とはなりましたものの、経常収支比率が2年連続して90%を超えるなど、厳しい決算状況であり、また、本年度予算におきましては、普通交付税が3億円あまり減額となり、また、大型事業の進捗にあわせまして、既に公共施設整備基金や都市計画事業整備基金からの繰り入れも行うなど、非常に厳しい財政運営を強いられているなかではあります。本町の課題であります都市基盤の整備と、人にやさしいまちづくりを進めるための関連予算の補正措置をお願いしております。

今回、予算補正をお願いいたします主なものといたしましては、まずはじめに、ご心配をおかけしておりました（仮称）総合福祉会館の建設についての債務負担行為の追加補正であります。設計者の選定も完了し、現在、整備基本計画をもとに、基本設計の作成を行っているところであります。12月初め頃には基本設計をまとめまして、その後、実施設計へ入っていく予定としております。また、事業認定についても、県の審査が終了し、現在、縦覧を行っているところであり、12月中旬には認定がいただける予定となっております。そうしたことから、平成19年度中の完成に向けて、その取り組みを鋭意進めるために、建設工事の入札に必要な額14億3,500万円を限度額としまして、今回の補正で債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、J R法隆寺駅周辺整備事業であります。本年度工事を予定している北口4-1号線につきまして、現在、J Rと用地交渉を行っているところであります。事業の年度内執行が困難と予想されますことから、8,386万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

3つ目には、例年、この時期に人事異動等によります人件費の補正をさせていただいておりますが、本年3月議会におきまして、平成17年度の人事院勧告による給与制度改革に伴います給与条例の改正についてご議決を賜り、職員給与の引き下げを行うこととなりましたが、平成18年度当初の予算は、予算作成時の時期的なことから、改正前の旧給与条例に基づき人件費の予算計上を行ってまいりましたことから、今回の補正で、新給与制度により給与額の引き下げとなった清算等で、総額3,441万5千円の人件費の減額補正を行っております。

その他、現在、事業を進めておりますJ R法隆寺駅周辺整備事業におきまして、財政状況が厳しいなか、特定財源の確保を図るため国庫補助金の補助要望を行ってきたところ、要望額を上回る内示がありましたことから、工事を前倒しして実施するための事業費と、事業に必要な用地を取得するための費用の補正の予算措置、また、普通財産の売払いに伴う予算措置、児童手当の給付や保育園の広域入所など、当初予算後の情勢の変化等に伴いまして、早急に措置を要するものについての補正措置をお願いをしているところであります。

以上が今回補正予算をさせていただきました考え方、主旨でございます。

それでは、予算補正の内容につきまして、各科目に従いまして、資料に基づき、順次ご説明をさせていただきます。

まず、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,645万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億124万8千円とするものであります。前年度同期の予算額と比較しまして、6,822万4千円、0.8%の増となっております。

はじめに、歳入予算の補正につきましてでございますが、第1款町

税では、第2項固定資産税で、土地については地価の下落による税収の影響が当初見込みより小さかったこと、また家屋については新築・増築分による税収の増が当初の見込みより大きかったこと、また償却資産については景気の回復を反映し、設備投資が当初の見込みより増加したこと等により、3,000万円の増額補正を行うものであります。また、第3項都市計画税でも、固定資産税と同様の理由等によりまして310万円の増額補正を行うものであります。

次に、第14款国庫支出金であります。民生費国庫負担金で、広域入所に係ります園児数の増加に伴い、委託料を増額するため保育所運営費負担金で74万7千円の増額、また、児童手当の支給額が当初見込みより減少いたしましたことから、被用者児童手当負担金、児童手当特例給付負担金、非被用者児童手当負担金で、差し引き220万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、土木費国庫補助金では、JR法隆寺駅周辺整備事業に活用しております交通安全施設等整備事業費補助金につきまして、国より追加配分が得られましたことから、625万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、消防費国庫補助金では、本年度において作成いたします洪水ハザードマップに対しまして、総合流域防災事業費補助金の交付決定がありましたことから、30万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金でございます。民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同じ事由によりまして、保育所運営費負担金で37万4千円の増額、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金で、合わせまして57万4千円の減額、消防費県補助金につきましては、消防費国庫補助金と同じ事由により30万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第16款財産収入では、県の三代川小規模河川改修事業に伴いまして、県による町有地の用地買収及び里道の用途廃止に伴い、その払い下げによります処分に係ります補正をお願いするもので、49

6万円の追加補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金では、文化振興基金及び藤ノ木古墳整備基金への寄附がありましたことから、10万8千円の追加及び3千円の増額補正を行うものであります。

次に、第21款町債では、土木債で、土木費国庫補助金で申しあげましたとおり、JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして追加配分がありましたことにより、310万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が歳入であります。続きまして歳出予算の補正であります。裏面をご覧くださいと存じます。まず、給料及び職員手当等の職員人件費につきまして、給与制度及び人事異動等に伴います補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいており、人件費所要額全体で、当初予算から3,441万5千円の減額となっております。

それでは人件費以外の主な内容につきまして、ご説明させていただきたいと存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

第2款総務費では、一般管理費で、職員の産休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回りますことから、臨時職員賃金等で263万5千円の増額、財産管理費で、歳入で申しあげました普通財産売払い分につきまして財政調整基金への積立をいたしますことから496万円の増額、企画費では、文化振興基金への寄附分について、文化振興基金への積立をいたしますことから10万8千円の追加補正をお願いするものであります。

次に第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計におけます、人件費に係る予算の補正に伴う国保職員給与費等繰出金について95万6千円の減額補正をお願いするものであります。

老人福祉費では、後期高齢者医療制度の導入に向けての準備負担金について追加補正をお願いしております。この後期高齢者医療につきましては、奈良県内の全市町村が加入いたします広域連合により平成20年度から実施されることとなっておりますが、本年9月にそのための設立準備委員会が設置されたところであります。現在、円滑な制

度の実施に向け、準備が進められているところであり、これらに係ります費用につきまして県内各市町村で負担することとなっておりますことから、今年度の負担額 84 万円の追加補正をお願いするものであります。

次に介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う職員給与費繰出金 33 万 8 千円の増額補正をお願いするものであります。さらに、児童手当費では、児童手当給付額の減少により 335 万 5 千円の減額、保育園費では、広域入所に係る園児数が当初見込みを上回りますことから、583 万 1 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 7 款土木費では、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費に係る補正及び公共下水道整備事業費の補正等によりまして、公共下水道事業特別会計への繰出金 168 万 5 千円の増額補正をお願いするものであります。また、JR 法隆寺駅周辺整備事業費では、歳入で申し上げましたとおり、国の追加配分がありましたことから、その所要額 1,182 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 9 款教育費では、公民館費で、公民館の空調に必要な燃料費について、夏場の猛暑及び原油価格の高騰等により大幅な不足が生じる見込でありますことから、76 万 7 千円の増額補正をお願いするものであります。また、第 4 目文化財保存費では、歳入で藤ノ木古墳整備基金に寄附のありました分につきまして、藤ノ木古墳整備基金へ積立を行いますことから、3 千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第 12 款予備費につきましては、今回の補正から生じました財源 5,619 万 8 千円を予備費に留保することといたしております。

続きまして、繰越明許費では、冒頭でも申し上げましたが、JR 法隆寺駅周辺整備事業のうち、北口 4-1 号線につきまして、用地交渉の関係から、年度内執行が困難と予想されますことから、次年度へ、

8, 386万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

続きまして、債務負担行為補正では、(仮称)総合福祉会館の建設につきまして、平成19年度中の完成に向けて、事業を鋭意進めますために、建設工事の入札に必要な額14億3,500万円を限度額とし、また期間を平成18年12月20日から平成20年3月31日までとした、債務負担行為の設定をお願いしております。

最後に、地方債補正の変更であります。歳入のところでお願いを申しあげました、JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして追加配分がありましたことにより、起債の限度額に310万円の増額補正をお願いするものであります。

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのご説明とさせていただきますが、これらの事業遂行にあたりましては、財政健全化検討住民会議のご報告内容等も踏まえ、常に厳しい財政状況を常に念頭におきながら、事務事業の遂行にあたりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 総合福祉会館の設備事業の起債なんですけれども、以前に2億円土地の分で起債してると思うんですけれども、今まだ厚生委員会等でも建物について意見を聞いてて、形が定まってないと思うんですけど、予算的にどれ位になるっていうのは今報告いただけるような状況なんですか。

企画財政課長 予算的に今のところまだ、先程の説明でも申しあげましたが、現在基本設計をまとめましてこれから実施設計に入っていく予定という進捗状況の中ではっきりした数字は出ておりません。ただ、この14億3,500万円を限度として建設をしていくという事で、今現在はそ

の額を設定させていただいたわけですので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

委員長

それでは次に、⑬奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、⑭奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、⑮奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更については、地方自治法の一部改正に伴い、規約の変更を行う必要のあるもので一括議題とし、順次説明を求めることに致したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
⑬⑭⑮について一括議題とし、理事者の説明を求めることと致します。
清水総務課長。

総務課長

それでは、13番の「奈良県市町村会館管理組合規約の変更について」、14番の「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について」、15番の「奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を一括して説明をさせていただきます。

まず、13番の「奈良県市町村会館管理組合規約の変更について」でございます。お手元に資料13といたしまして「改正規約案」「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。説明につきましては、2枚目の「新旧対照表」と3枚目の「要旨」によりまして説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。まず、末尾にございます「要旨」をご覧いただきたいと思っておりますけれども、本規約の改正につきましても、先程委員長のご説明にもございましたように、地方自治法の一部改正に伴うものでございまして、1つといたしまして、当組合、及び後の2つの組合につきましては、「収入役」を、置いておりませんが、その規約の中に「収入役」という文言

がございまして、またその事務を「吏員」が行うこととしていたため、「収入役」に関する部分を削除するとともに、新たに「会計管理者」を置く規定を設けるものでございます。2つといたしまして、「吏員その他の職員」という部分につきまして、「職員」と改めております。3つといたしましては、「監査委員の定数」につきましての改正でございます。監査委員の定数を組合の条例で増加させることができる、という条項を新たに追加いたしまして、その場合でも、組合議員から選任する監査委員さんの数は、1人とする、とされてございます。すなわち、定数を増加させる場合は、識見を有する者の内から選任する監査委員である、というものでございます。なお、施行は平成19年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、「奈良県市町村会館管理組合規約の変更について」の説明とさせていただきます。

続いての14番の「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について」、15番の「奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について」でございますけれども、今申し上げました変更内容と全く同様の内容でございますので、それぞれの説明につきましては、割愛させていただきますので、その点ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑩王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更について理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についてでございます。お手元の資料NO16をご覧くださいと存じます。

現在、奈良県内をはじめ、王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合、老人福祉施設三室園組合、西和衛生試験センター組合、西和消防組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合では、平成19年4月から施行される地方自治法の一部改正に併せて、一部事務組合同規約の変更について、それぞれ改正の手続きが行われているところであります。

そのなかで、西和衛生試験センター組合を除く王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合では、今回の地方自治法関連の規約の改正に併せまして、今日まで町長が一部事務組合の管理者又は副管理者となった組合の町は、助役を組合議員に充てておりましたが、地方自治法第287条第1項第5号の趣旨を踏まえ、公選により選挙された者のみで議員を組織できるよう、組合議員を減ずる規約の変更も、今回合わせて行われようとされているところであります。そのため、王寺周辺広域市町村圏協議会の委員につきましても、7町の町長、議長及び町長が会長である町村は助役が委員となり、今日まで会長1名と委員14名でこの協議会の組織を構成してきたところでありますが、各一部事務組合の組合町の議員選出構成と同じように、当協議会も委員構成の整合性を図ることとし、公選により選挙された者のみで委員を組織できるよう規約の変更を行うものであります。

具体的には、1枚目裏の「新旧対照表」をご覧くださいと存じます。第6条関係で、「委員14名」を「委員13名」に改め、第8条で「（長が会長であるときは、助役）」を削るものであります。なお、施行日は、各一部事務組合の規約の変更日に合わせて、平成19年4月1日としております。

以上で、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑩西和消防組合規約規約の変更について理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 西和消防組合規約の変更についてでございます。お手元に資料17をご用意させておりますけども、説明につきましては要旨と新旧対照表によらせていただきますので、よろしく願いいたします。

本規約の改正につきましては、先ほどの企画財政課長の「王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更」につきましての説明にございましたように、今回の地方自治法の一部改正に伴います変更と、管理者、副管理者となっている町の場合、現行では助役が議員となっていることを改め、議員は公選により選ばれたものとする事による改正でございます。

具体的に申しますと新旧対照表にございますように、第5条で、議員の定数が「14人」とあるのを「12人」に改め、同条第1号のカッコ書きでの、「町が組合の管理者または副管理者となる組合町にあつては助役」とあるうち「あつては助役」とあるのを「を除く。」とするものでございます。その他、地方自治法の一部改正に伴いまして、「収入役」に関する記述を除くとともに、一部、文言整理をいたしております。なお、施行につきましては平成19年4月1日からといたしております。

以上簡単ではございますが、西和消防組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、12月定例議会に付議が予定されている事案にきましては、あらかじめ説明を受けたということで留めておきます。

2時50分まで休憩いたします。

(午後2時38分 休憩)

(午後2時50分 再開)

委員長 再開いたします。

続きまして、3. 各課報告事項について順次報告を受けていきます。

(1) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、報告を求めます。 清水総務課長

総務課長 審議会等附属機関の見直しに係る関係規則の整備に関する規則についてでございます。

先ほど12月定例会の付議予定議案におきましての審議会等附属機関の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、ここでは提出予定議案ということで、改正内容の全てにつきまして説明をさせていただきましたけれども、本規則におきましては、当委員会所管の審議会等につきましての改正内容につきまして説明をさせていただきます。お手元に資料18といたしまして「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

2枚目の「要旨」にございますように、第1条につきましては、「斑鳩町生活安全推進協議会規則の一部改正」となっております。これは、「審議会等要綱」第5条第1号及び第5号の規定によりまして、委員定数が「15人以内」とあるのを、町職員を委員の選出基準から除き、「10人以内」とするものでございます。現在、当協議会の実数は、「13人」でございまして、そこから現在委員となっております「助役」「教育長」「総務部長」の3名を除くということになりまして、実人数も10人という事でございます。そのこととともに、「識見を有する者」と用語の統一を図っております。具体的に申しますと、「新

旧対照表」にございますように、1枚目でございますけれども、当協議会規則第2条の第2号での文言整理、そして第4号の削除ということでございます。

また「要旨」に戻っていただきまして、次に、第4条といたしまして、「斑鳩町名誉町民条例施行規則の一部改正」を挙げております。これにつきましても、「審議会等要綱」第5条第5号の規定によりまして、町職員を委員の選出基準から除くとともに、「識見を有する者」と用語の統一を行うものでございます。ちなみに今現在町職員といたしまして助役、教育長が入っていただいておりますけれども、それを除く。その代わり「有識者5名」とあるのを、そのまま活かすという事でございます。なお、当規則の施行につきましては、平成19年4月1日からとしておりますけれども、その際、現に委員の職にある者については、任期満了までは改正前の規則によるものとしております。

以上簡単ではございます。説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、課長説明いただきましたうちの名誉町民条例の方ですけれども、以前にもらった表を見ますと、これ実数のところに横線でなってるんですけども、今の説明やったら7名が5名になるという風に聞こえたんですけど、そういう理解でいいですか。

総務課長 今申し上げましたのは定数での、定数を2名減ずるという事で、実人数につきましては5名、ただ今、助役と教育長が入って5名でございますけれども、助役、教育長の代わりに新たにまた有識者2名に入っていただきまして、実人数5名という考え方については変わらないという事でございます。

委員長 次に、(2) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係教育委員会規

則の整備に関する規則について報告を求めます。

野崎教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは各課報告事項(2)、教育委員会所管にかかります審議会等附属機関等の見直しに係る関係教育委員会規則の整備に関する規則についてご説明をさせていただきます。資料19の2枚目の裏にあります要旨をもってご説明とかえさせていただきたいと思えます。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして審議会等附属機関等の組織及び運営等について、下記のとおり見直しを行うものでございます。なお、当該審議会等附属機関等の審議案件等に関しまして、広く高い識見を有する分野からの委員の選任基準を、「学識経験を有する者」、「学識経験者」及び「有識者」など各々異なった用語で規定しておりましたが、今回、この分野からの選出基準について、「識見を有する者」と用語を統一するものであります。

まず第1条関係でございます。斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会規則の一部改正ということでございます。審議会等要綱第5条第1号の規定によりまして、委員の定数を20人以内から10人以内に変更するものであります。また、用語を統一するために、「学識経験者」を「識見を有する者」に改めるものでございます。そのほか、学校教育法の一部改正等によりまして、就学指導委員会の役割が、これまでの障害児だけでなく、LD・ADHDなどの発達障害を有する子どもたちへの就学指導も含まれることになることから、当委員会の名称を「斑鳩町特別支援就学指導委員会」に変更するとともに、所掌事務について必要な改正を行うものでございます。3枚目の裏の新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思えます。

まずはじめに文言の整理という事で、表題を心身障害児童生徒から特別支援教育という風に改めさせていただきたいと考えております。

第1条につきましても心身障害児童生徒を特別支援教育に改めさせていただきたいと考えております。それと所掌事務なんですけれども、先程申しましたLD・ADHDなどの発達障害を有する子どもたちの

就学指導も含まれるという事から、所掌事務についても必要な改正を行ったものでございます。次に第3条でございますけれども、審議会等の見直しにかかりますものの中で、20名以内を10名以内という事に変更するものでございます。第4条、委員の委嘱につきましては、4号を削除いたしまして委員の選任基準を学識経験者から識見を有する者という事で用語の統一を図ったものでございます。次に第8条でございます。臨時委員を調査員という事に改めまして、個別の調査を実施していくものでございます。新たに第9条で専門部会という事で新しく専門部会を設置して、委員及び調査員をもって構成するという委員構成でございます。

次に第2条関係でございます。史跡藤ノ木古墳整備検討委員会規則の一部改正という事でございます。これにつきましては、審議会等要綱第5条第1号の規定によりまして、委員の定数を12人以内から10人以内に変更するものでございます。

次に第3条関係でございます。斑鳩町体育指導委員の服務に関する規則の一部改正についてという事で、審議会等要綱第5条第1号の規定によりまして、委員の定数を15人から10人以内に変更するものでございます。

次に第4条関係でございます。斑鳩町立学校の体育施設開放に関する規則の一部を改正についてという事で、開放運営委員会は、学校体育施設の開放に伴い利用方法等の検討調整等のため、設置されたものであります。現在では、利用方法等の秩序が確立され、スムーズに利用されていることから、当該委員会を廃止することとし、本規則中当該委員会に関する規程を削除するものでございます。

次に第5条関係でございます。斑鳩町生涯学習推進協議会に関する規則の一部改正について、審議会要綱第5条第1号及び第5号の規定によりまして、委員の定数を若干名から10人以内に変更するとともに、町職員を委員の選出基準から除くものでございます。

付則関係でございます。当規則は、平成19年4月1日から施行することといたしますが、当規則の施行の際、現に審議会等附属機関の

委員の職にある者につきましては、任期満了までの期間については、従前の例によることといたしております。

以上、簡単でございますけれども、説明とかえさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この、ここの教育委員会規則（案）の第2条の（1）特別支援学校の小学部及び中学部というのは、これはどういう事ですか。

教委総務課長 今現在までは、養老学校、盲学校と言っておりますのを、平成19年4月1日から学校教育の一部改正によりまして、特別支援学校という風になります。それに伴いまして今現在行っております心身障害児童生徒就学指導委員会につきましても、これまでの障害児だけでなく、LD、学習障害の方、またADHD、一部欠陥多動性障害などの方の発達障害を有する子どもたちも就学児童という事で含まないという事から、名称を変更させ、特別支援教育という事で改めるという事でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今、出た質問と同じところなんですけれども、実質今、19人いらっしゃるんですね。行政関係の職員が9人減るっていう事になると思うんですけれども、実質今、その9人の中に入っておられる方というのはどういう方がいらっしゃるのでしょうか。

教委総務課長 旧の委員構成で言いますと医師が2名でございます。それと学識経験者として6名おられます。それと関係教育機関の職員として9名、関係行政機関の職員で2名、合計19名おられます。それが、見直しによりまして、改正することによりまして、医師の方が・・・2名と

いう事ですので、1名を減にさせていただきましたして医師が1名、それから学識経験者を識見を有する者として2名を減といたしております。これにつきましては、保護者代表の方、それから民生委員、2名おられますので1名減という事でございます。それから関係教育機関の職員が5名おられる中で、これにつきましては、9名の中で5名という事で4名減という事でございます。障害児学級の担任の先生が3名、それと幼稚園の代表1名という事で4名を減という事でございます。それから行政機関の職員という事で、中和福祉事務所、保健センターの職員を2名減という事で9名の減という事でございます。

木澤委員 説明の中にもADHDの子どもたちとか増えて、これから大変になっていくんじゃないかなと、最終的には、という風に思うんですけど、そこでね、これ委員さん減らしてしまってほんまに大丈夫なんかなという心配をするんですけど、そのところ、私もちょっと実態知らないんでね、ここでお聞かせいただいてどうなんだろうなというのがありますけど、ちょっとお聞かせいただけますかね。

教委総務課長 減員、委員につきましては10名という事になるわけでございますけれども、この規則の第8条で調査員という項目を設けさせていただいております。この調査員の方によりまして、児童生徒の個別調査を実施していただくという事で、委員につきましては調査員を6名させていただいております。6名の内訳でございますけれども、先程19名のうちから9名減にさせていただいた中の6名という事で、関係教育機関の方から4名と言いますのは、学校教育担当教諭でございます。それから幼稚園の代表、それと学識経験の方から保育園の代表を1名、行政機関として保健センターの職員を1名という事で、6名を調査員という事でさせていただいてるわけでございます。

木澤委員 この枠に入らないで調査員という形で無報酬で参加をしていて、体制としては大丈夫だという風に報告いただいておりますけど、また状況

を見る中でそうした行政の方からもフォローが出来るような形で対応していただきたいと思います。

委員長 松田委員。

松田委員 今提起をされている分野だけではないんですけども、条例規則の中でですね、〇〇名以内という関係で表示されている分と〇名という風に言い切ってる分と色々あると思うんですけど、以内という関係はですね、〇〇名以内という関係については、上限を示しているものであって、それ以内であるという風に思うんですけど、どうなんでしょうか。例えば確か中宮寺史跡の関係の整備だったと思う、7名以内という事で実際には5名任命して、あとの2名はあとの調査の結果によって必要になってくるかも分らんので、という事でご説明を受けた経緯があるんですけども、そういう関係も含んでいるものと全然含めなくて委員を一様に抑えているという関係のところがあつたという風に思うんですけども、この辺のいわゆる以内という関係がですね、解釈の定義についてはどういう風にお考えになっていますか。

総務課長 以内というのと〇人と限定する場合のことですけども、ある程度幅を持たせる、曖昧な言い方になるかも知れませんが、ある程度幅を持って委員数を定める必要のある委員会は〇〇人以内という形にさせていただきまして、特定、その人数でその審議会が成立するという形で限定されるものにつきましては、〇人という形でさせていただいてるという事でございます。

松田委員 そうであろうという風には思うんですけど、以内と書いてそれが上限であつてそれ以下であつたらいくらかでもええんや、というような関係の規則、弾力性を持たせて言ってる事については理解が出来んわけではないんですけども、これは即ですね、予算とも関係してくる事は間違いないと思うんですよ。町職員とか常勤職であるとかいう関係で、

報酬を無報酬にしてる関係にはないんかも分かりませんが、報酬を例えば対象にしてる人の関係であるとするればですね、かかわってくるという風な関係から言ってですね、即、財政状況等の審議とかかわってくる問題だという風に思うんですよ。ですから、もしそうであるとするならば、それぞれの関係の予算編成の時に、関係委員会なり、関係の分について数をやっぱり限定、その時に設定した時にはしておくという事が必要になるのかなという風に思うんですよ、そうでないとかかなりの幅の開きが出てしまうという風に思うんです。その辺はどうなんですか。

総務課長 その通りと思います。予算作成時点におきましては〇〇審議会の報酬〇人分という形で明記していくべきであるだろうし、今回の見直しにかかりましても、そのうち報酬が必要な方については〇人以内という形で内規でも示していく必要があるだろうという風に考えております。その範囲の中で、当然町として予算措置をしていきたいという風に考えております。

松田委員 この問題はね、確かに弾力性をもって決めておくという事は仕事はし易いと思う。ところが、この運用のあり方によっては財政に大きく関わってくるという風に思うんですよ。これはただ単に今この以内という関係についての解釈、理解の仕方を聞いたんですけども、兼務の関係でもそうなんですよ。だから色々と扱いに、定義の関係について曖昧さを残したままで、曖昧に扱われてる動きっていうのが割りにあるなという風に思うんですよ、そういう関係というのは予算を見る限りにおいてはあまり出てこない、数わからんのです。今度の関係も言ってるように数が分かって、現行と改正の関係、数がわからんと私が指示してるのと一緒にです。数がわからん、数がわからんという事は予算がわからんという事や、という風な問題点を残してる事は事実だと思うんです。だから出来るだけそういうものを明らかにして、予算編成の時には一応したという関係が分かるような形の方が審議する

上であるいは経費の節減その他の関係から言ってですね、妥当かどうかという関係についても分かると思うんですよ。そうでないと、先程質問がありましたように、その都度その都度の考え方、理解の仕方によって増えたり減らしたりという事がどんどん操作できるんだという事は便利なようではありますけども、財政上からいくと問題があるという風に思いますので、十分その辺は慎重な扱いをしていただいて、そして予算にそれが伴って、予算に伴うような関係があるとするなら、その関係については明確にする、その都度、という事を是非ともお願いしておきたいという風に私は思う、以上です。

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町学校施設整備計画審議会規則を廃止する規則について報告を求めます。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項の(3)斑鳩町学校施設整備計画審議会規則を廃止する規則についてご説明させていただきます。資料20の裏面の要旨をもちましてご説明をさせていただきますと思います。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等の見直しによりまして、斑鳩町学校施設整備計画審議会の所期の目的を達成したため、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止したことによりまして、本規則を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)斑鳩町明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程について報告を求めます。 清水総務課長。

総務課長 斑鳩町明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程についてでございます。お手元に資料21といたしまして「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

当規程の改正につきましても、審議会等の見直しに係るものでございまして、2枚目の「要旨」にございますように、審議会等要綱第5条1号の規定に基づきまして、委員定数15名程度から10人以内とするとともに、「識見を有するもの」と用語の統一を行うものでございます。現在の実人数は7名でございますので、10人以内と合致をしておるんですけども、先程のご指摘もいただく中で、そういった報酬等についても整理をしてみたいと、今後考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、当規程の施行につきましても、他の規程等と同じでございますけれども、平成19年4月1日からとしておりまして、その際、現に委員の職にある者につきましても、任期満了までは改正前の規程によるものとしております。

以上、簡単ではございますけれども説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(5) 斑鳩町監査規程について報告を求めます。
佐藤監査委員事務局書記。

監査委員 それでは斑鳩町監査規程について説明をさせていただきます。お手
事務局書 元に資料22、斑鳩町監査規程(案)と要旨を付けさせていただいて
記 おりますけれども、最後に付けております要旨に基づきまして説明を

させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

現在、斑鳩町におきましては斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例によりまして、個別外部監査制度を導入しておりますが、現行の斑鳩町監査規程では監査委員と外部監査人との関係に関する規定がなく、その関係を明確にするため規定を追加し、また監査手続きや内容をより明確にするために条文の追加や種々の変更、そして地方自治法の一部改正に伴います収入役から会計管理者への変更などによりまして、斑鳩町監査規程を全部改正するものであります。

以上、簡単ではございますが斑鳩町監査規程についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 この規程っていうのは、公布の日から施行という風に、いつでもそれはそうなんですけど、いつ付けでするつもりですか。

監査委員 他の条例との変更も色々ありますので、これと別にありますから、事務局書記 今の予定は12月に変更したいと思っています。

松田委員 10月に公布してね、そして19年3月31日までは会計管理者とあるは、収入役と読み替えるんやという関係でしていこうとしているようですけどね、この関係の規則の改正というもののそもそもの扱ってというのは会計管理者という風に変ったからしていこうという事になるとね、先走ってしているような感じがするんやけどね、そういう事を今までも申し上げた事もあるんですけどもね、なぜ、これそういうにするんですかな、10月1日という事にしてるんですかな。公布の日の関係はどうも、しかも今12月議会で説明してるわけでしょ、その辺はどう考えてんのかな。

監査委員 会計管理者以外につきましては、事前委員会の方で説明させていた
事務局書 だきますので、12月に改正させていただきたいと思っておりますけ
記 れども、会計管理者におきましては、本日の先の色々の説明の中にあ
りましたように、収入役さんにつきましては、3月末まで在職されて
いるという事で、付則の第2におきまして19年3月31日までの間
は、第18条中の会計管理者とあるのは、収入役と読み替えるものと
する、という事で対応していきたいと思っております。

松田委員 僕はね、どうもこの公布の日からって言うけど、そうすると遡って
するんですか。公布を。いつするって。何日付けにするって。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時29分 再開)

委員長 再開いたします。 植村総務部長。

総務部長 今回の規程の改定につきましては、2つの要因がありまして、一つ
は収入役さんが3月31日でお辞めになるという事でその後に会計管
理者を置くという事で、併せましてこれまで外部監査の関係について
整理が滞っておったものについて併せて提出するというような事でご
ざいます。いわゆる外部監査の関係につきましては出来るだけ早い時
期に、遅くなって参りましたが、出来るだけ早い時期に実施した
方がいだろうという事でこういう風な形の表現にさせていただいて
おります。会計管理者につきましては、収入役さんが来年の3月末ま
で就任されておりますので、その後に会計管理者を置くというような
方向で規則で表現させていただいたという事がございますので、よろ
しくご理解を賜りたいと思います。

松田委員 現時点から遡ってする事については反対ですよ、そんな性格のもの
と違うのかな、監査の関係については。少なくとも現在なら現在の時
点において了承を得た上で処置をしていく事が初めて同感できる。こ
んなつじつま合わせの事、遡って云々という事、どこにあんねやろ。

総務部長 今回のこの規程の改正につきましては、あくまでも12月議会の終
了後に公布し施行するという事でございますので、基本としてはそう
いう事になりますので、決して遡ってするということではございません。
そういった事でよろしくお願い申し上げます。

委員長 次に（6）職員採用試験の実施結果について報告を求めます。
清水総務課長。

総務課長 本年度実施いたしました職員採用試験につきまして、若干報告をさ
せていただきたいと思います。職員採用試験につきましては、8月2
5日に開催されました当委員会で第一次試験の受験者数等について、
また9月24日に第二次試験を実施することの報告をさせていただきました
けども、その第二次試験の結果等につきまして、今回報告をさ
せていただきたいと思います。

第一次試験の結果におきまして、合格者といたしましたのは、男5
人、女3人の8人でございます。その内訳といたしましては、大学卒
で4人、この4人の内訳といたしましては男3人、女1人、短大卒で
4人、この短大卒の4人の内訳は男2人、女2人でございますけれど
も、合計8名ございまして高校卒業者では合格者がございませんで
した。また、今回、再チャレンジの機会を設けるということで、初め
て取り入れいたしました、30歳から40歳までの方々からの合格者
につきましても、残念ながらございませんでした。この合格者8人を
対象といたしまして、9月24日（日）に第二次試験を実施したわけ
でございますが、当日までに文書によって辞退を申し出た者が1名、
女子でありまして、当日欠席した者も1名ございまして合計、都合6

人が受験したという事でございます。第二次試験は、論文と面接でございましたけれども、この結果、3人を合格者といたしまして10月初旬、本人宛てに通知をしたところでございます。また今回は、補欠合格者を2人設けまして、この2人にも、その旨、補欠合格である旨、同時期に通知をしたところでございます。その後、合格者3名のうちから1名辞退、合格の辞退が文書でもって申出がございましたことから、補欠合格者のうち、上位の者にその意思確認を行いましたところ、奉職を希望するという事でございます。現在3名は確保されてるという事でございます。このように、来年度の採用予定者は、現在のところ、以上の3人としております。

以上簡単ではございますけれども、職員採用試験の実施結果につきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(7) 国民保護計画について報告を求めます。
清水総務課長。

総務課長 国民保護計画についてということで、報告がちょっと遅れておりましたして申し訳ないんですけども、10月3日に第1回の「斑鳩町国民保護協議会」を開催いたしましたので、その後の経緯と今後の予定等につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

第1回目、10月3日でございますけれども、資料でございます、資料23として配布させていただいております「委員名簿」がございまして、この委員のみなさんに任命書の交付を行いました後、審議事項といたしまして、斑鳩町国民保護協議会運営規程案を決議いただいたところでございます。続きまして、斑鳩町国民保護計画案の

作成にかかりましての町の基本的な考え方につきまして、スケジュールも含めて説明をさせていただきまして、ご理解をいただいたところでございます。そして、この協議会でご理解を得ました「基本的な考え方」に基づきまして作成をいたしました「斑鳩町国民保護計画」につきまして、法令上定めております県との事前協議を行いまして、その事前協議の結果を持ちまして、11月21日に第2回協議会を開催したわけでございますけれども、この第2回の協議会におきまして、保護計画案につきまして諮問をさせていただいたところでございます。今回、諮問させていただいた案につきましては、事務局の説明のあと、委員から質問等々ございまして、その一つを例に挙げますと「万一の非常事態に対して、スムーズにこの国民保護計画が運用できるように、普段の研修や訓練が必要である。」といった旨のご意見やあと2、3のご質問をいただいたところでございます。

この「斑鳩町国民保護計画」案は、協議会開催の約10日前に、案については事前に各委員の皆様へ配布をしたところでございますけれども、量的な、大変大量でございますので、ございまして、その日については結論が難しいという事で持ち帰っていただきまして、質問等が生じましたら、後日また事務局にお問い合わせいただくことにいたしまして、次回開催を予定しておりますのが、来年1月15日でございますけれども、一応この日を答申日と定めさせていただきまして、お考えをそれまでに纏めていただくこととされたところでございます。また、この第2回の斑鳩町国民保護協議会におきまして、住民等に対しましての意見公募、パブリックコメントとも申しておりますけれども、意見公募の実施についても提案させていただきまして、ご理解を賜ったところでございます。この意見公募でございますけれども、12月7日（木）から12月26日（火）の20日間、協議会に諮問いたしました「斑鳩町国民保護計画」案を役場総務課窓口や、あと、インターネット上で公開いたしまして、それに対してのご意見をいただくものとしてございまして、いただきましたご意見につきましては、次回の協議会にも報告をさせていただくこととしております。なお、

この意見公募につきましての住民等への周知につきましては、12月7日発行の広報お知らせ版及び町ホームページ上で行うこととしております。

議会の報告でございますけれども、この1月15日に答申をいただきましたならば、その答申後の案を斑鳩町国民保護計画を県と本協議にかけまして、本協議が終了しました時点で議会の方にも報告をする事といたしております。時期的には3月議会になるのかなという風に考えておりますけれども、3月の定例議会では議会に出しまして報告を行う、というように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども国民保護計画についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと先程は先走ってこっちの方まで言ってしまって、それは申し訳なかったと思います。一番最初に第1回目が開かれた時っていうのは、特に委員さんから意見をもらうという場ではなかったという風に思うんですけども、私2回目、一回しか傍聴してないんですけどね、そこで委員さんからの意見が出なくて、またその後も次までに意見を出してください、という事を会長である町長がおっしゃってたんですけども、以前から懸念してましたやっぱり国や県からの案、そのままになってしまうのではないかと、斑鳩町の特徴、特色を盛り込んだ計画にならないのではないかなという風に心配をしているところがありましたけれども、パブリックコメントも募集して住民さんの意見も反映させていただくという事について、そういう部分が出てくるのかなと思いますけど、その辺につきまして町はどのように考えていらっしゃるのか。

総務課長 パブリックコメントについてどう考えるのか、という事ですか。

木澤委員 斑鳩町の特徴を盛り込んだ計画にするには、どういう事を考えておられますか。

総務課長 前回、第2回目の協議会でお示しをいたしました国民保護計画の案につきまして、確かに木澤委員さんも傍聴に来ていただきまして、そのなかで担当の方から質問差し上げたところでございますが、なにぶんその時は傍聴の方々にも資料お渡しすることが出来なかったのも、内容についてなかなか理解できなかった面があるかも分かりませんが、当日担当からも説明を申し上げましたように、斑鳩町としての特徴、特に文化財の保護に関することにつきましては、その日の担当も申し上げましたように、県内でもそれだけの記述をしてるところはないという事で、文化財保護に関しては斑鳩町の特徴を出しているのかなという風には考えております。あと、パブリックコメントにつきまして意見をいただく中でそういった事についても、先程も申し上げましたように当町の国民保護協議会にもご報告を申し上げながら、そういった反映が出来るのかどうかにつきましても、ご検討いただく事になるのかなと思いますけども、一応そういった形で今後なるべく盛り込んだ、当町の独自の考え方を盛り込んだ形に、現在もしているつもりではございますけども、今後もそういった協議会の委員の皆様方から意見が出てきた場合、そういった事も汲み上げてまいりたいという風に考えております。

木澤委員 そういった考え方はお聞かせいただいて、また答申が出てくる中でよく見させていただこうと思うんですけども、先程の議論はもう先程の議論で終わってしまってますけれども、やはりこの計画っていうのは住民さんに不安を与えかねない計画になるんじゃないかなという風に心配をしてるんです。そこでやっぱり防災会議という事で、防災計画という事で位置付けていけば住民さんの方にも理解をしていただけるんじゃないかなと、法律が違いますので想定も違うわけですけど

も、以前のね、協議会立ち上げの時の議論になりますんで、ここではもう言いませんけれども、やはり防災会議と一緒にして、防災計画として考えていけるように私は、その点を計画作ってしまっただけでは遅いですから、今の段階で申し上げておきたいと思います。

委員長 松田委員。

松田委員 僕はね、色々議論をしてきてあるからね、今あえて言いませんけどやっぱり国民保護計画の関係が条例化をしてね、色々議論の結果作ったと、防災計画はあると、構成要員は同じやという事になったわけですね、今度は変わるんですけども。国民保護計画が独自で必要だという事であるとすればね、その当時において、それが故に斑鳩町としての必要性を強調した特徴ある計画の立て方が必要だという事を言うてきたんですけどね、それはそれなりの配慮いただいてるんか分かりませんが、問題はね、保護するような事態が発生した時に対応する事を重点に置いてるのか、あるいは保護しなければならない事態が起きないように、まず斑鳩町の特徴としては考えていかなあかんという事を言うのかによって随分対応も違ってくると思うんですよ。私はやっぱり斑鳩町の文化財云々という事を先程も言われましたけど、確かにそう言うたんです、だからそういう意味では、国民防護を必要とするような事態が存在をしない為にこそ、斑鳩町が率先して声を高めていかなければならんと、いわゆる啓発ですよ、安全への啓発。それを重視せんとあかんという事にあるんだろうと思う、僕はそうでなかったらいかんと思うんや。いわゆる当時、今言われているように核戦争なんかという時に斑鳩町云々では遅いんですから。だからそんな時に言ってみれば原水力発電所を持ってくる何とかの関係の所の方がむしろ深刻かも分らん。どうもそうなりがちであるんやないかという事を、更に斑鳩町としても特徴を出して防護政策をとという事を言うたわけですよ。どうしても必要ならばそういうところを出していくべきであるという面から見ましたらね、やっぱり法隆寺

の裏山に碑が立ってるように、やっぱりああして守ってくれた人もあるからこそ、斑鳩町が守られているんだという認識に立つんならね、そういう方法を打ち出していくべきではないかという事を強く求めてきてるわけですよ。そうすればこれだけのメンバーが要るのかどうか別になってくると思うけど、このメンバーという関係の面はね、結局は起きた時の対処方法、ところが間に合う人は一人もおらん。斑鳩町の人と違うもん、これな、決めてるけども。という風な事もあると思うんやけど、問題はね、この事が出来た以上において、今色々審議をさせていただいているんでしょうけども、出来た関係において一体どういう発想に立つんやろうかなと、どこが変わってくるんかなという事を実は注目をしてた。それで今日までの関係については、例えば世界のどこかの国が地下であろうがどこであろうが核実験をやったと。核実験の抗議について、町長名と議長名で出してくれていますよね、僕はやっぱり一つのPR、斑鳩町としての条件だと思う。ところが、現在の今度、北朝鮮がやった時に町長と議長名で抗議してくれてるわな、ええ事だと思う。こういう関係が、国民保護計画に具体化しようとする斑鳩町の保護計画として、なぜとらまえてくれへんのかなと、そして旧態依然として町長と議長とで出してるという関係をもう少し進めていってね、そして全体をそういう雰囲気を含めていって、そして平和の尊さという事を訴えるという関係が、常にしていかなあかんのと違うかなと。ところがそういう事になっていないんやないかなと。そして旧態依然として町長と議長の抗議を行う、という事にして、取り上げてくれるからまだましやけどね。だけど僕はそういう運動こそ重視せんないかん、そういう運動こそ広めていかなあかん、そういう母体にしていく事によってもう少し価値が変わってくるの違うか、という感じがして眺めていたんやけどね。今それと合わせて拉致問題やかましく言うてるけども、やっぱり斑鳩町としては拉致問題に理解を示すのはいいけども、僕はその関係についてもっと大衆的なPR、啓発活動というのか、という事に役立てていくこの国民保護計画というのか、そういうものがどうして出来へんねやろか、という感

じはしてるんやけどね、それは私の感じですよ。だからそういう視点でもって、これをこういう関係というのはもっと取り扱いをしていってもらえないかなと。そういった運動のあり方について、行政としても住民にPRしていくという関係がなかったらいかんのと違うかなという風に思っているんやけどね、そういう事っていうのはないですか。僕は出来るだけそういう事してようという風にね、起こさせないという関係にやっぱり力を入れてね、起こった時にどう対応するかじゃなしに、行くべきある道筋を作っていくべきと違うかなと、僕は思っているんやけどね。一つの意見として留めるんなら意見として留めてもらっても結構ですけどね、だからそんな風な感じだけ言うておきたいと思いますわ。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今の松田委員の意見は僕も賛同すると思いますね。何か協議会が住民からは恐い存在やとか思われてるような発言もありましたけど、いやそうやないんやと、予防と言うんですか、起こった後やなしにこうこういう努力をして国民を守ってるんやという風な感じでね、設立、発展していくというのはものすごくいい事だと思うんでね、是非ともそういう風な態度を表明していただけるようにですね、お願いしたいと思います。

総務課長 松田委員、嶋田委員さんのご指摘は本当に私ども同感でございます。平和に対する希求の思いと言うんですか、恒久平和の実現についてはもう皆さん、全国民、全人類の希求するものでございますけども、そうした事で普段からそういった平和についての訴えと言いますか、そういった事についての教育も含めてですね、そういった努力については不断に行う必要があるという風に私も考えているところでございます。そういった事を大前提に立って、もしそういった事、努力をしているにかかわらず武力攻撃の事態が起こった場合はどうすんねんとい

う事から、国民保護計画というのが作成しなさいという形になってきてるとこもございまして、合わせてそうした計画を作った主旨というものをですね、合わせて住民の方々にお知らせすることによって、万が一の事態に備えるもののためですよと。それまで平和について希求していくんですよ、平和を実現していくんですよ、という事も含めてですね、当然アピールしてまいる必要があるというようには考えておりますので、その点ご理解賜りたいと思います。

松田委員 僕はね、確かに今言われてるように、万が一起きた時にどうしようかという関係の対策である事に意見を置き過ぎてると言うてるわけや。メンバー見たってそうでしょ。これいつも言うように町長とか、我が町の町守ろうという関係についてはいいですけどね、例えばここにいる西和警察の警察署長、郡山土木事務所所長、あるいはこれは代表になるんやと思うけど、郡山保健所所長、それから西和消防組合消防長、それからずっときて、あと斑鳩町の職員というのはよそに住んでてもこれはやっぱりしてくれるんでしょうけどね、あるいは電信電話の関係で奈良の関係、あるいは関西電力、こういう関係というのは確かに企業としてね、いざという時のために復興復旧作業の関係については重要なポストです、これは起きた時の関係や。ところが人を決めて、これがなかなかそれだけの配置があるんかどうか知らんけど、各町村とも皆同じような関係で作ってるわけや。そんだけ人がおんのかなという風に思うくらいや、ほんま言うたら。恐らく、そこの警察からでもなかなか来れへんのやと思うわ、こんだけ斑鳩まで来いと言われてたら、だからこういうメンバーにしておくという事が、事が起きた時の関係だけや、対応、形だけや、実際に即応してるんかどうかと言うと非常に難しい問題が出てくると思うんや、これは口でいう事。それよりもやっぱりこういう事態が起きないため、という関係でやるべきだ。こんな人に言うたってなかなか、一般論としては言えても本当に斑鳩町どうのこうのと言うてくれる論議になってけへん、僕はそう思うんや。だから、力点の置き方が違うし、もともと処置の仕方が違うと

いう風に思う。文化財の関係と言うてるけど、それやったら斑鳩町の場合文化財の関係ですけども、他の関係だったらそう言わん。県の関係から見ていっても1300年の関係やかましく言うけど、法隆寺のことについて一つも言わへん、今のところ。この間も言うたように斑鳩町60周年になると言うてるし、それほど大した事ない。言うてる事とする事と違うやないかと言うてるわけや。だから、せめて出来る事というのは、そういう事だけPRするという、そして平和な世界云々と言う。いわゆる非核宣言の町にしてると一緒に、それぞれの抗議送ってるという事で町長と議長がしてる、それを更に輪を広めていくという関係の事に取り組んだらどうでしょうか、その事の方がよっぽど僕は現実的やと思う。そして、むしろ防災の関係というのは貧弱やからと同じようなダブってしまって、同じようなメンバーでやろうとしてるわけ、そういう事で本当に効果あるんですかと、本当に期待してるんですか、という事を言ってるわけ。それを日常、常に心配されるPRの関係と日常起こり得る状態という関係、火災とか水害とか何とか、そういう関係について対策を立てるというためにはどうしてもこういう関係だけではいかん協力を願わんなん事は事実やけどね。だからそれが最終持つのは町ですからという事に組織が活かしたものに出来るでしょうかというのが我々の主張であっているわけですよ。だからこの問題については、出来るだけやっぱり一つの斑鳩町の特長というのがそこに表れる、という事を活かした対策というのを立ててほしいなど、またそういうメンバーであってほしいなどという事を私は希望しているという事なんです。何も5名にせいとか〇名にせいとか言う事はない、中心はですよ。だから、そういう事を言うてるだけやという事、その面を念頭に置きながら、今後協議をしてくれるんなら、せめてもそういう人にそういう意識を持ってもらうように、斑鳩町ではそういう議論をせんならんという風な気持ちになるようにね、仕向けるようにリーダーシップを発揮してほしいという事だけ申し上げておきたいと思います。これは、要望にもあるけどな。そうすると木澤君もそればかり言うてへんや、せめてもな。以上で終わります。

助 役 要望という事で、十分、我々も委員でございますから、その審議会の計画を策定する上において意見を述べるように、そういう事も含めてこの計画を作成して参りたいと思っております。何か起これば、万一でも起こるといことがないよう願っており、あくまで斑鳩町の平和を願う。ということでそういう事が委員全ての認識の中でこの計画案を定めるという事を考えて努力して参りたいと思います。

委員長 次に、(8) 斑鳩町いきいきの里債について報告を求めます。
西本企画財政課長。

企画財政 それでは、斑鳩町いきいきの里債につきまして、応募状況と去る9
課長 月27日に行いました抽選結果についてご報告をさせていただきたいと存じます。資料NO. 24をご覧くださいと存じます。

第2回目の斑鳩町いきいきの里債につきましては、8月の当総務常任委員会におきましてご説明申し上げたところでありますが、去る11月2日に発行をいたしております。第1回目と同様に、発行総額は1億円、償還期限5年の満期一括償還となっております。この利率でございますが、9月の5年物の国債の利率が1.183%でありましたことから、これを参考といたしまして第2回目は年利1.19%とさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思います。申込状況と購入結果を記載をしております。まず申込状況でございますが、有効応募総数は341通でございます。募集金額1億円に対しまして有効応募金額は3億1,000万円となっており、平均購入金額は、90万9,091円で、競争率は3.1倍でございます。右側の応募金額でございますが、限度額の100万円の方が288人で最も多く、84.5%となっております。また、右下の表の応募者の年代別の内訳でございますが、60歳台の方が最も多い117人、構成比では約34.31%となっており、次に多いのが50歳台で98人となっております。

す。購入結果につきましては、第2回目も応募者が多数となりましたことから、去る9月27日に公開による抽選を行いまして、当選者総数は111人となりました。当選者につきましては、南都銀行法隆寺支店におきまして購入手続きを行っていただきました。なお、この斑鳩町いきいきの里債につきましては、平成19年度におきましても発行を予定したいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町いきいきの里債のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。 中川議長。

議長 これ、当選者の方がね、もしもの事があつたら受取人ってやっぱり別に登録されてまんのか。

企画財政課長 これにつきましては債権でございまして、一応相続になってまいります。その件につきましては相続されるという事でご理解賜りたいと思います。

委員長 次に、(9)事業所における男女共同参画推進状況調査の結果について報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは「事業所における男女共同参画推進状況調査の結果について」のご報告であります。資料NO. 25をご覧いただきたいと存じます。

アンケート調査の概要でございまして、目的は、そこに書いてございますが企業において、具体的にどのような男女共同参画推進の取り組みが行われているかを調査するとともに、事業主自らが自己点検をしていただくことを目的として実施いたしました。対象は平成18年、19年度入札参加資格審査申請書を提出する企業であります。実施期

間は、平成18年2月1日から2月20日までの間といたしました。調査内容は主に、①雇用について、②育成・協力について、③仕事と家庭の両立支援について、④職場環境について、を中心に調査を行いました。その結果、入札参加資格審査登録数1435社のうち、回答数は764社、回答率は53.2%となっております。

まず、2～3ページの方をご覧いただきたいと思いますが、調査の結果の①雇用についてでございますが、ここでは男女別の正規従業者と臨時従業者の構成割合、及び管理職の男女の比率を調査いたしております。

次に4ページ、②育成・教育についてであります。女性の発言の機会についての調査をいたしております。

次に、③仕事と家庭の両立支援についてであります。5ページであります。5ページ以降12ページまでがその調査について行っておりまして、ここでは、平成16年度中の育児休業制度及び介護休業制度の利用実績について、7ページでは、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定状況について、8ページでは、育児・介護休業法に基づく「職業家庭両立推進者」（努力義務）の選任状況について、9ページでは、職業生活・家庭生活の両立のための制度といたしまして、育児・介護休業法に規定されている育児・介護のための勤務時間の短縮等の措置について、例えば、フレックスタイム制度、始業時間・終業時間の繰り上げ及び繰り下げ、所定外労働をさせない制度の有無、託児施設の設置などの措置について、12ページでは、育児・介護休業法の規定を上回る制度、例えば、育児休業の対象となる子の年齢の引上げ、看護休暇、介護休暇の日数の増加、休業中の社会保険料等の本人負担額分の負担などの有無についてを調査をしてしております。

次に13ページの、④職場環境についてであります。女性が結婚、妊娠、出産による退職の慣行ということで、その職場で働き続けにくくなるような雰囲気・慣行があるかということについての調査。

また、14ページでは、セクシュアル・ハラスメント防止のための

取組みをされているかどうかについての調査をさせていただきました。

以上が、今回の男女共同参画推進状況調査、アンケートの調査の質問項目、内容であります。このアンケート調査結果の分析等につきましては、事業所の規模によって大きく事情が違えることが考えられますとともに、今回の質問事項以外の要因も様々な形で影響していると考えられますことから、この結果から、一概に、男女共同参画の推進状況について判断することはできない部分もあると考えられるところであります。調査結果の概要、分析といたしましては、男女平等な社会を目指すためには、女性の正規従業者が男性に比べて半数程度であること、また管理職はまだまだ圧倒的に男性が多いという雇用状況がわかり、育児休業制度の利用については男性の取得者がまだまだ少ないこと、介護休業制度の利用についても男女別の取得者の差はあまりないものの、取得者は少ない結果となり、今後も、あらゆる分野で男女共同参画をより一層進めてまいらなければならないと考えるところであります。

また、働く職場では、次世代育成支援行動計画の策定が進められているところであります。職場生活と家庭生活の両立のため、これらの計画の遂行についても企業等に働きかけていく必要があること、また、セクシュアル・ハラスメント防止のための取組みをされている事業所は約半数という結果から、働きやすい職場環境の確立のための啓発も行ってまいらなければならないと考えているところであります。このアンケート調査結果を踏まえまして、事業所はもちろんのこと、社会全般におきまして、男女がともに生き生きと働き続けることができる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の実現をめざして、その取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、「事業所における男女共同参画推進状況調査の結果について」のご報告を簡単ではございますが終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

嶋田委員 時間気にして早口で色々説明していただきましてありがとうございます。これ、入札に参加されてる企業について調査していただいた分だとは思いますが、町内業者はこの10人未満、10人から49人ですか、50人から99人と、こういう風に分けていただいていますけれども、だいたい町内業者はどの部分が一番多いんですか。

企画財政課長 町内業者につきましては、やはり従業員数別に言いますと10人未満、10人から99人までのこの3つのパターンのところに入っているところが多いです。

嶋田委員 10人未満がほとんどではないかなと思いますけれども、10人未満の中に未回答というのが割合、多くの%をしめてると思うんですけども、私も代理でやったりしてまして、もう直接うちは関係ないんやと、こういう事は。という声が割と多かったようにも私自身は思っておりますし、またその結果として無回答というのが多かったんではないかなと、このように私は思っておりますけども、広くというんやなしに、町内業者からまたそういう風な啓発ですね、特に無回答が多かった部分の啓発等に努めていただきたいと思います。

委員長 次に、(10)官学連携について報告を求めます。
山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、官学連携協力についてご説明申し上げます。
前回の委員会におきましては、委員の皆様から種々ご意見を頂くなか、文化財という個別の分野での連携協力の協定ということでご説明を申し上げたところでございます。

この方針のもとで奈良大学及び斑鳩・法隆寺国際高校と協議を進めてまいりました。協議を進めてまいります過程で、奈良大学におきま

しては、このような連携協力を担当する地域連携教育研究センターがあり、学部単位の個別の分野のみでの協定は制度的に困難であるとの申し入れがございました。このことから再度協議を行いました結果、最終的に包括的な連携協力の協定ということで合意をしたところがございます。斑鳩・法隆寺国際高校におきましては、個別の分野でも特段問題はないとのことでした。また、協定書への調印の方法につきましても、当初、当町及び大学、高校の三者での協定書への調印を予定しておりましたが、当町と奈良大学、当町と斑鳩・法隆寺国際高校との個別の連携協力という事としたところがございます。その理由といたしましては、先にご説明申し上げましたように、連携協力の内容が包括的なものとなったこと、また奈良大学におきましては、既に斑鳩・法隆寺国際高校を含め他の高校にも出前講座などの支援を行っており、斑鳩・法隆寺国際高校を含めた三者での連携協力は、他の高校との関係もあるので、現段階では困難であることなどがございます。このようなことがございますので、協定の内容、方法につきましては、お手元の資料でございますように、当町と奈良大学の連携協力につきましては、包括的なものとする、当町と斑鳩・法隆寺国際高校の連携協力につきましては、文化財の保存と活用のための人材育成といった内容でございます。また、方式につきましては、当町と個々の連携協力の協定を行うこととしております。なお、連携協力の必要性、目的等の内容につきましては、前回あるいは前々回の委員会でご説明申し上げております内容と概ね変更はございませんので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、協定書（案）の主な内容についてご説明申し上げます。資料1ページの裏面をお開き願います。

まず最初に、奈良大学との連携協力に関する協定書（案）でございます。協定書前文では、連携協力の理念として、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、地域振興、学術研究等において連携し、協力するため協定を締結するとしております。第1条では連携協力の目的を記述しております。第2条では（1）から（5）

の分野で連携協力する事項を具体的に記載しております。第3条では、協定の期間を3年間と定め、改廃の申し入れがない場合は、更に3年間更新する事といたしております。最後に、協定書の締結日は平成19年2月12日としております。以上が、奈良大学との協定書（案）の内容でございます。

引き続きまして、斑鳩・法隆寺国際高等学校との連携協力に関する協定書（案）についてご説明申し上げます。2ページ目の裏面をご覧くださいと思います。

協定書前文では、連携協力の理念として、教育、文化財の分野において連携し、協力するため協定を締結するといったしております。第1条では連携協力の目的を記述いたしております。第2条では（1）から（4）の分野で連携協力する事項を具体的に記載しております。第3条以下につきましては、先のご説明申し上げました奈良大学との協定書と同様の内容でございますので、説明の方は割愛させていただきます。なお、第4条、後段におきまして、高等学校の統合に伴います校名の変更についての取り扱いについて記述いたしております。以上が協定書の内容でございます。

最後に、今後の連携協力の協定の取り扱いでございます。本来は、このような町行政全体に及ぶ内容の連携協力の協定は、政策担当部局で行うのが普通でございます。当初、教育委員会に連携協力の話がありましたことや、同じ教育に関係する機関ということもあり、協議を教育委員会で進めてまいりました。今後につきましては、協定の締結までは教育委員会で行いますが、連携協力の広がりを見るなかで所管等につきましては、関係部局と協議し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 二転、三転してやっと落ち着いたなという感じがすっきりした感じ

を持っております。この官学連携する事によって、斑鳩町こんなメリットあった、よかったな、また今は文化財だけの事だとは思いますが、大学なり高校なりが斑鳩町と連携してこういう学生が育った、こういう人材が育ったと言われるように、発展していただくとともに期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 松田委員。

松田委員 嶋田君が言ってるけども、僕はあの位上手にはよう言わんのやけども、実はこの町制60年を記念して調印しようとするについては、ちょっと物足りんなという感じがしてるという風に感想だけ申し上げたいと思う。それから提案の最後に言われてますように、大学との連携協力については、確かに言われているように包括的な内容になって、なぜ奈良大学と提携するのかという事については、何かぼやけてもた、という風に実は思うんですよね。だから古墳なり何なり大事にする事についての一つの意見の調査に基づいていこうという関係よりもむしろ違うなど。僕はやっぱりこういう関係のところであるとすれば、個人的な見解です。例えば能楽なんかについても、かなり学校でも力を入れてくれているけどもね、この関係で言うと奈良大学よりもむしろ天理の方が熱心なんかなという感じがしてるしね、同じように能楽の関係で国際大会なんかについてもね、来年はホールで実施しようと、公民館からもっと広いところ、というような格好になるほどに中心を置いてるし、しかしその中心になってるのは、やっぱり奈良県では天理くらいだと思し、そしたらむしろそういう関係の方がいいかいなと思う。ところがそういう事も奈良進めて、奈良の関係というのは色々なんかよその関係、宣伝効果の明日香とかね。あっち方面の関係えろ力入れてるように思うんやけど、どうも中抜けをされてしまったなど、そして包括的などという関係になって名前だけ出すという事については、何か60周年記念で締結しようとしてるにしては、ちょっと奈良大学は積極的でないなど、それでもやむを得んかと

いう風には思うんですけどね、そういう風な感じがしてる。高校の関係についてはそうだろうかと、高校の関係を充実させる事によって、先程嶋田委員が言ってるような関係というのは、本当に実ってくるんじゃないかなという風に思うんですよ、そういう事を援護する関係として奈良大学に期待をしたんですけども、やや奈良大学についてはね、一歩引いた感じで包括的な、という事になっている感じがして、ちょっと物足りんかなという感じがしてるという、感想だけ申し上げておきます。これは答弁必要ございません。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。芳村助役。

助 役 平成19年2月12日から2月18日までの間、7日間、知床の物産展を開催したいと考えております。主催はまだ明確化されてないんですが、商工会がやるのか観光協会がやるかという事で協議に入りたいと思うんですが、町としては後援をしたい、このように考えてございます。なぜ知床なのかという事については、知床は自然遺産として世界自然遺産に指定されました。本町は第1回の世界の文化遺産という事で世界遺産に指定されました。こういう事から日本の世界遺産地と言いますか、そのネットワークづくりという事もございますから、そういう事も含めて町制60周年が、2月12日に予定をしております。物産展の内容につきましては、12月の議会中の総務委員会で、詳しい内容で説明させていただきますが、12日から18日まで知床の物産展を開催するという事でございます。その点を認識していただくよう、認識と言うより報告をさせていただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項につきましては、報告を受け、了承をし

たということで終わります。

続いて、その他につきまして、各委員より何か質疑、意見等があればお受けいたします。

嶋田委員　その他ではないんです、先程ちょっと言い忘れた事がありまして、いきいきの里債についてですね、説明の中で次回も募集するという風なお話があったと思うんですけども、これはあくまでも借金であって、次回も借金をしますよという風なことをね、ここでおっしゃるのはどうかなと思います。財政健全化で色々やっていただいている中でなるべく借金を減らしていくような考えをもっていただきたいと思しますので、ないから借金するんやなしに、借金をなくすような努力をまずして行っていただきたいと、先程ちょっと言い忘れましたんで、その事だけ言うておきます。

企画財政課長　確かにおっしゃるとおりでございますけれども、この公募債につきましては、来年度も厳しい財政状況が続く中でやはり起債を上げていかなければならない部分も出てきますと予測されます事から、出来ましたらこの市場公募債を行う事によりまして、町債よりも費用的には安くつくというようなメリットもございますので、来年度も発行してまいりたいという風に考えて申し上げましたんでございます。出来るだけ発行しないようにするのがより最良でございますので、そういった事も踏まえまして来年度の予算に向けて考えてまいりたいと思しますのでよろしく願いをいたします。

委員長　松田委員。

松田委員　僕は嶋田委員が言われるような意見もあったと思うんですが、いきいきの里などについては賛成なんです。それは、借金をすることには変わりはないんですけども、斑鳩町の町づくりを自分たちでしようという関係の意欲の表れとしてこのいきいきの里を活用すべき、狙いが

そこにあるという風に思う。そういう中でしかし苦しいけれども斑鳩町民の熱意によっていきいきの里との関係について、自分らでつくろうという関係で資金集めが可能になってくる。しかもその関係というもののバロメーターとしては先程言われてるように1億円を限度としていこうとしてるけども、それ以上の応募があるという事について、非常に関心を持ってもらうという事などからいってね、より今後ね、無駄な事業だという人もあるけどね、僕はやっぱり斑鳩町としてどうしても町のためにしなければならん事業としてやってもらっているという風に認識をしますから、そのためのいわゆる自分たちでつくっていく、苦しいけれどもという事で住民が協力してくれている、その為のバロメーターとしてこのいきいきの里をとらまえるべきであろうという事から見てね、実際にこれが集まらんようになってきたらそっぽ向かれてるという事と思うんですよ。ところがそれが協力しようという関係が出てくるという事はね、それほどに斑鳩の行政の取り組みに町づくりに熱心に考えてくれているという照査として受け止めるべきではないかなという風に思うんです。だからそういう意味では色々ご苦労をかけるけれどもやはり出来るだけそういう関係については続けてほしいし、事業の選定についても誤りのない、本当に住民が期待するような事業を執行できるように、というような希望を僕は持っているという立場でいきいきの里債については眺めている。特に今回、注意をしたいのは、やっぱりここで年齢層の関係も書かれていますけどね、これは重視すべきだと思うんですよ。やっぱり高齢者だけやなしに割に平均していることは事実ですけど、やっぱり斑鳩町愛するというのは、全体にして年齢層を問わず、平均して皆同じように思ってるなど、そのために協力しようという関係というのは、かじつに結果に表れているんじゃないかという見方をしながらですね、更に精査をしていってほしいというように、私は思います。意見だけ申し上げておきます。終わります。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員 私もいきいきの里債がいかにとかそういうのやなしに、町民の熱意というのは感じております、年齢幅見たって。ただし、安易にですね、次も発行しますとか、そういう風な事はね、安易には言ってほしくないなど、そういう事で先程発言させていただきました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 その他については、これをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例によりまして、正副委員長にご一任いただきたいと思います、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして助役の挨拶をお受けしたいと思います。

(助役挨拶)

委員長 これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。

(午後4時26分 閉会)

|